

第七十一回国会 衆議院 農林水産委員会 會議録 第五十号

昭和四十八年八月三十日(木曜日)

午後一時三十三分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 飯谷 忠男君

理事 藤本 孝雄君

理事 美濃 政市君

金子 岩三君

熊谷 義雄君

正示啓次郎君

丹羽 兵助君

長谷川 峻君

湊 徹郎君

井上 泉君

島田 琢郎君

芳賀 貢君

湯山 勇君

諫山 博君

瀬野栄次郎君

神田 大作君

出席國務大臣

農林大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

林野庁長官 福田 省一君

委員外の出席者

警察庁刑事局保 相川 孝君

安部保安課長 新谷 鐵郎君

環境庁自然保護 局企画調整課長 宮下 創平君

大蔵省主計局主 計官 平松甲子雄君

林野庁林政部長 尾崎 綴君

農林水産委員会 調査室長

委員の異動

八月三十日

第一類第八号

農林水産委員会會議録第五十号

昭和四十八年八月三十日

辭任

竹内 猛君

補欠選任

芳賀 貢君

辭任

芳賀 貢君

補欠選任

竹内 猛君

本日

の會議に付した案件

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

○佐々木委員長

これより會議を開きます。

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島田琢郎君。

○島田(琢)委員

長官、北海道の知床を御存じですか。

○福田政府委員

お答えいたします。

北海道に風倒木が発生しましたあとに風倒木処理等で北海道に行きました際に、知床半島のウトロまで行ったことがございます。

○島田(琢)委員

十五号台風のときのことだとすれば、ずいぶんもう昔になったわけですから、そのころの知床は秘境といわれてまだ世間にその全貌をさらすような時期ではなかったと思えます。そのころはまだ、知床といわれても、そういうふうなうたひであまり多く知られていなかったわけですが、最近「知床旅情」なんといふ加藤登紀子あたりが歌ったり森繁久彌なんか宣伝したりするものから、最近の知床はたいへんなブームを呼んでいるわけ、おそろくいま長官が行かれたら、あのときの知床と比べてみられて別な感慨をお持ちになるんじゃないか、こう思うわけです。

この知床が非常に大事な地帯といわれて、い

ゆる自然の最後の宝庫である、こういうふうにい

われておるわけでありませうけれども、この知床

が実は最近になって非常に大事な自然が破壊され

ていくという心配が地元非常に強く巻き起こっ

ております。この間の経過につきましては、長官

もすでにいままで参議院でもこの問題に触れてお

りましたし、あるいはまた衆議院の公害対策委員

会でも公害問題のテーマの中で知床に触れてお

りますから御承知をいただきたいと思います。さら

に、また、そうした問題を契機にして現地の調査に

も林野庁から行っておりますから、詳細に報告を

受けて承知をしておりますので、詳細に報告を

も、これから知床の問題をなぜ私が今回取り上げ

て政府の考え方を聞きながら大事なこの自然を

守っていくためにやらなければならぬかという

点を順を追って質問を申し上げながら、私の考え

方も述べて、ぜひともひとつこの大事な北の果て

といわれておりますこの知床の自然を守っていく

たい、そういう念願をこめまして、ぜひともひとつ、この知床が宝庫といわれ、秘境といわれるの

には、やはり自然を形成している森林といふもの

が非常に大事な資源として存在しているのだとい

う認識の上に立つてぜひお考えをいただかなけれ

ばならぬ部分がたくさんあるので、この機会にひ

とつ質問を申し上げたい、こういうふう

に考えているわけでありませう。

少し前置きが長くなりましたけれども、まず具

体的な問題として――きょうは環境庁もおいでを

いただいたと思っておりますが、この知床

の第一の問題点は、知床全体の形状といいま

すか、形というものは実は半島で非常に薄いつま

すか、日光とか、あるいは大雪山とか、こう

いったものとはまた趣が非常に違ひまして、半島

状で、しかも外観――中に入ると見るよりも海か

ら見たほうがよいという人もおるぐらい、非常に

神秘的な自然な形容をたたえている地帯でありま

す。こういう中であって、国が公園法に基づいて

指定をしたその段階から私どもは若干の疑念を

持っているわけでありませう。というのは、この公

園法の中にそれぞれ第一種から第三種までの特

別区域、あるいはまた、自然保護の關係から特別

保護地域というようなものが指定をされてお

ります。全体的に言いますと、いま私が申しましたよ

うに、特別な地域に限って第一種とか第三種だ

とか、あるいは特別保護地区だとかいったよう

な、そういうふうに分けをするということとは、

本来、やはりこの指定の段階で間違ひではなかつ

たかという気が実はしております。

この辺ひとつ、公園法あるいは自然環境保全法の立

場から環境庁としてはこの実態についてどうい

う認識を持っておられるのかをまず一番目に明らか

にしていただきたい、こう思うわけでありませう。

○新谷説明員

わが国の自然公園法に基づきます

国立公園は、米国などの国立公園と違ひまして、

私ども地域性の国立公園というふうになってお

るわけでございませうけれども、必ずしもその土地を

全部国が所有しておるというふうな形ではなく

て、いろいろ民有地もありあるいは公有地もある

という、広い地域にわたりました地図の上で線を

引きまして、それを国立公園として必要な規制を

行なっていく、そういうたてまえをとっております

わけでありませう。

知床半島の指定の際のいきさつにつきましては私

は詳細は存じませうでしたが、しかし、確

かに秘境でございませうけれども、わが国で国立公

園を指定する場合に一般に常につきまわります問

題といしまして、やはりそこには地域住民の方が

住んでおられるあるいはいろいろな生業を営まれ

ておる、そういうこととの関連におきまして、やは

り一つの国立公園の中でも一番きびしく規制しな

ければならない部分、あるいはそれに準ずる部

分、あるいはある程度開発との調整を考えながら

○島田(琢)委員 私は十條製紙の伐採計画、十條
そのものの持つてゐる山の伐採状態、さらには国
有林の併伐をさせるといふこの実態などは、いま

にお考えになっているのか。それから、私は五〇%以上も択伐になっている、こういうふうに見てきておりますが、長官はこの実態をどのように把

はございますけれども、これをやめまして、扶伐にし、その扶伐率についてもこの現地の実情をとらまえて厳正にしてまいりたいというふうに考えて

の法的根拠もない。だから、私は、前段で知床の
そこだけが荒らされるにとまらず、全体的にそ

うなっていくことを食いとめていかなければならぬ。もうすでに相当山は荒らされていますけれども、これ以上荒らさないようにするためにも、これは特別保護区域に昇格させて、きちつと伐採の規制を行なうべきだ、こう思っているのです。もう一度再検討するというお考えが示されていますけれども、これは現地をおわかりになつていますか。わからないから私の言っていることがよくわからないのかもしれないけれども、これはひとつ環境庁も現地調査へ行つてください。その考えはありますか。これは長官に言わなければ、課長に言つたつて、はい、私、行きますというふうにはいかぬでしょうけれども。

○新谷説明員 御指摘のように、私は現場を直接見たことはございません。そういう点ではそういう現場の感覚があるいは欠けておる点があるかと存じますけれども、第二種地域、第三種地域におきまして森林施業の問題につきましては、いろいろ従来から林野庁とお話し合ひをしてまいりました経過がございます。しかし、最近のそういういろいろな問題がたたくさん出てくるという情勢にかんがみまして、林野庁との間にもう少し事前の具体的な御相談ができるような事務の進め方について最近取りきめをしたようなことでございまして、また、先生御指摘のありました社有林の許可につきましては北海道知事に法令上権限が委任されておるわけでございますけれども、そして毎年こまかくその社有林についていろいろな条件をつけて、道は許可をしてまいつたようでございすけれども、その許可の条件があるいは守られていたかどうか、その辺確かに問題があるわけでございまして、今後とも御指摘の線に沿ひまして、道のほうで強力な指導ができるように、私どものほうといたしましても指導したいと考えております。

○島田(塚)委員 私は、指導だけでは、それはなかなか現地を見張っているわけにはいかぬのですから、できてしまつてからでは木というものはもとに戻せないのです。確かに木はチェーンソーを入ればその木はだめなんです。ですから、行政指導ばかりでは防ぎ切れない。だから、特別保護区域に昇格をさせて、そういう法的な規制を加えればこれはやらないわけですから、それをおやりにする考えがないかということを言っているわけです。

ここに私は写真をたくさん持つてきております。現地でとつてきたものであります。これは長官、二〇%や三〇%の択伐の状態ではありません。たいへんなものですよ。長官も現地の事情をよくおわかりにならぬで、報告を受けた段階で知床をばく然とお考えになつておるから、私の申し上げていることについて実感がわかないかもしれないけれども、たいへんなものであるということとをひとつ指摘をしておきたい。

それから、警察庁から来ていただいておりますが、今度は林道の問題に実は移りたいと思つて、その前に、これも長官にひとつお尋ねをします。知床林道は総体でどれぐらい敷設費にかつていますか。

○福田政府委員 知床林道につきましては、工事費の総計が四億六千五百万を要しております。

○島田(塚)委員 それは違ひませんか。——そうすると、知床大橋はどれくらいかかったのですか。

○福田政府委員 この大橋だけは、まだ調べますけれども、三十七年から四十四年にかけての総経費、二十四・四キロメートル、工事費総額が四億六千五百万というふうになつております。

○島田(塚)委員 私どもが調査をした数字とだいぶ違ふようだけれども、四億六千五百万ですか、これは何か落ちてゐるものがあるのではあるまいか。これは後ほどひとつ調査をして、それで間違ひがないとすれば、その中の工事費の内訳を進められてきたその状態というものを後ほど資料として提出を願ひたいと思つてます。この林道が、実は知床の景観をそこねるような状態に残念がらなつた。林道そのものは地域の要請もあり、あ

るいはまたいろいろなこれからの観光の問題等に寄与するという意味合いを含めて、この林道が開設された。その開設の趣旨について私は反対するものではないけれども、しかし、おやりになつたこのやり方というものが実はいま問題になつてゐる。これを写真に一ぱい持つてきておるわけでありまして、実際に乱開発のモデルケースみたいなやり方をなされてゐる。大雨が降ればそれが沢を伝つてオホーツク海に流れ込んで、いわゆる魚の網を痛めたりあるいはどろ水が海水に流れ込んで、魚のいのちを苦しめるなど、そういう方面にまで大きな公害とも思えるような災害を起こしていくような原因を、この林道敷設の際に実はつくつた。この工事の進め方というものはひとり知床ばかりではありませんで、全国的に非常に強く指摘を受けているところで、その面について今後考え方を改めてやるということをしばしば私どもも聞いておりますけれども、この林道開設の工事の際に支障木が非常にむだにされたというふうな痕跡が明らかにあります。それで私どもは大体八十ヘクタールぐらいの面積が林道としてつぶされたというふうに、石敷にいたしまして幾ら少なくとも大体五千方メートルくらいが支障木として調査をされたと思つております。それはほとんど大半ブルドーザーの下敷き、いわゆる土砂の下敷きになつて谷間に落とし込まれてゐる。これは金額にするとたいへんな金額であります。こういう状態というものを林野庁としては十分承知をしておりますか。

○福田政府委員 この林道は昭和三十七年から開始いたしました四十一年に開設完了したものでございまして、御指摘のように、確かにこの林道の工法については現在反省しなければならぬ、特に今後の林道のあり方については問題があるというふうに考えております。従来の林道の考え方におきましては、できるだけ安い工費でもつて林道をつくり、できるだけ安く木材を搬出するという考え方が先行し過ぎたというふうらみがあるのでございます。この点につきましては、御指摘

のように、今後十分配慮してまいりたいと思つたわけでございます。

いま御指摘の五千立方の立木が捨てられたというふうなことでございまして、この点についての詳細はただいまここで承知しておりませんが、確かに、林道をつくり出す場合に支障木が出来ますれば、この支障木は伐採いたしまして、それぞれ地元等にこれを売却するというのが原則でございます。何か細い、利用価値のないものでございまして、まとめてこれを焼却するとかその他に利用するというのもございまして、そういうけれども、この点につきましてはなお十分調査してみたいと思つておりますが、ただいまのところではこの五千立方の問題については承知いたしております。

○島田(塚)委員 そこで、この林道は延長にしてどれくらいになつておりますか。

○福田政府委員 お答えいたします。

○島田(塚)委員 閣下林道といつたしまして三十七年から四十二年にかけてつくりました、総延長は十九・一キロメートルでございまして、この制度がなくなりまして、その後北見の管林局でつくりました、四十三年から四十四年までは五・三キロメートルでございまして、両方合計いたしますと二十四・四キロメートルという延長になつております。

○島田(塚)委員 そこで、そのうちいわゆる十条製紙の社有林内につくられた林道というのは何メートルになりますか。

○福田政府委員 ちょっとこの部分につきましてはここに資料ございませんけれども、たぶん作業道は十条製紙の中に入つてゐるかと思つて、この林道自体は社有林には入つてないかと思つて、さつそく調べてまた御回答いたします。

○島田(塚)委員 入つておるのです。そこで、私どもは社有林内につくられた林道、これを含めて全体で七億かかつてゐる、こういうふうな実は調査をいたしております。これはひとつ調査をした上で明らかにしてほしいと思つたので、すけれども、この林道がつくられる過程で、これは岩倉組

が下請をいたしました。ところが、ルシヤ川というのがこの林道の一帯終わりのところにあります。ここは十条製紙のいわゆる社有林内にあるわけでありまして、このルシヤ川から、河川敷地内と思われる地帯から無断で砂利が三十八年以降取られている。これが林道に敷かれているという形跡もある。そこで、今回私も調査でもそういう事実が明らかになったのでありますが、伝え聞くところによりますと、警察庁はこれを送検した、無断砂利採取で送検をしたというふうに聞いております。これはごく最近のことでございと思うのですが、この事実関係をひとつ明らかにしてほしいと思います。

○相川説明員 お答え申し上げます。
実は知床半島におきます自然公園法等の違反事件を斜里警察署において現在捜査、取り調べ中のものがございまして、その状況について申し上げますと、事実関係は、四十八年の六月十九日から翌二十日の二日間にかわたりまして岩倉組が国立公園内の特別地域であります斜里郡斜里町ウトロ、ルシヤのテッパンベツ川地域におきまして十立米の砂利を採取いたしました。この国立公園内の国有林三百五十五号林班内の作業道路に敷いたというものであります。このほかにも余罪といたしまして、四十五年の十月中旬ごろからやはり二日間にわたりまして約二十立米、それから四十六年の八月末ごろから三日間約十八立米、それから四十七年の八月末ごろから三日間にわたりまして十八立米くらい、これらの砂利や玉石等を採取いたしました。やはりこの作業道路に敷いたという事実がございまして、ことしの七月四日でございますけれども、テレビや新聞等でこの事実関係が報道になりました。警察といたしましては、これを端緒といたしまして、関係者の取り調べを進めておったわけですが、現在、この岩倉組を法人としまして、それから岩倉組のルシヤの事業所の現場主任であります人を行為責任者といたしまして、近く必要な取り調べを完了して検察庁に送る予定でございまして、

適用いたしますが、これは先ほど申し上げましたように、自然公園法十七条違反、それから北海道の普通河川及び堤防敷地条例というのの二つに違反する、この十七条に違反するものと私も判断いたしております。関係者の取り調べも済みまして、近々検察庁に送る予定でございまして、

○島田(塚)委員 現地の調査と私も現地で聴取をいたしました実態としては、取りました砂利の数量というものが非常に低いように思っています。こんなもので幾らも延長できませんね、こんなくらい敷いたって、現地はそんなのじゃありません。もうたいへんな延長です。さつき明らかになってくるように、二十四キロにわたって、これは全部そこに敷いたとは言いませんけれども、そればかりじゃない、いわゆる山出し道にも相当の砂利が敷かれている。三十センチ以上敷かれているので、こんなりっぱな玉石が、それが私どもが一番不審に思ったのです。どうしてこんな山の上までこんなりっぱな砂利が敷かれているのだろう、それが私どもが現地に入ってから一番疑問に思った点なんです。だから、こんなりっぱな砂利はどいうしたのか、こう思っているんですけど、実はルシヤ川から採取してここに入れたのです。これは町が責任を負っているが、町はこれは許可をしたのか、町としては一切許可をしておりません。こういうことが後ほど明らかになっている。それじゃこれは盗難じゃないか、こういうことが現地で私が行ったときにすでに問題になったわけですが、いままも事実関係を聞きますと、これじゃトラックに何台分でもない。こんなものじゃないですよ、現地は。私は警察をおいてもとやれという意味で言っているわけじゃありません。しかし、川そのものの景観を壊す。現地の人はこっちはこっちはのうに流れてくるが、来年はこっちはのうに流れてくるのじゃない。砂利をとるものだから、砂利をとるたびに川の流れがあつちに行ったりこつちに行ったりするのです。それは大きな川じゃありませんから、あつちへ行ったり

ら、こつちへ行ったりからといって、たいへんな違いがあるとは思いませんけれども、しかし、毎年川の流れがあつちへ行ったりこつちへ行ったりするほど砂利はとられているのですよ。しかもりっぱな砂利です。もうほんとに東京に持ってきたら庭石になるようなりっぱな石さえないの中に入っている。しかも岩倉組は昭和三十七年以降、この工事を行なってきた段階で、下請というか請負をやつてきている。ですから、近く送検をされるということでありますけれども、それで事実関係が全部明らかになった、こんな程度ならまたやつてもかまわぬということになりかねないと思はれるのです。せつかく現地の状態をお調べになったのであれば、十分調査をして、今後再犯のおそれがないように取り締まりをするのがあなたの方のおつとめじゃないですか。何か現地から言われたからお茶を濁す程度に、それじゃこれくらいあげておけといったような印象にしか見えないようなことでは私は困ると思うのです。犯人をつくれというのじゃありません。しかし、事実こういうことが行なわれている。しかもこの分についてはたまた砂利を持っていって、そうして工事費の中にちゃんと砂利代が入っているのでしょうか。長官、どうですか、この分はただだということになつていきますか、工事費の中では、

○堀田政府委員 この点につきましては、まことに御指摘のとおりでございます。条例に基づいて当然市町村長の許可を得なければなりませんし、環境庁の出入にもこれを伺って許可を得なければならぬところでございまして、また、御指摘のように、この砂利につきましてもそれぞれ工法の中に入つてこなければならぬ問題でございまして、今後十分注意してまいりたいと思っております。

○島田(塚)委員 そこで、いま岩倉組が問題になつておりますけれども、十条にその疑いがあるまいですか、警察庁。

○相川説明員 北海道警察からの私どもへの報告によりますと、岩倉組の自然公園法違反事件につ

きまして、先ほど申し上げたような内容の連絡がございました。

なお、先生が先ほど御指摘になりました砂利採取が違法ではないか、砂利採取法違反の点につきましまして、実は北海道警からの私どものほうへの報告内容に入っております。その点、私、確かめてみたいと思ひます。

それから、再度お尋ねのありました岩倉組以外の関係会社はないかということですが、それ以外の報告は現在受けておりませんので、ないものと考えますが、現状はそういうところでございまして、

○島田(塚)委員 今回の送検は砂利採取法違反ではなくて、自然公園法違反、それから道の条例違反である、こういう立場で送検をした、こういうことであります。しかし、これは私は犯人をつくれというのじゃありませんけれども、現場にはもっと深刻な事情が起つていっているのです。これは警察庁よりもむしろ行政的な指導として今後お考え願いたいという意味で、長官に私は申し上げますけれども、さつき言ったように、いわゆる山出しの林道にたいへんな砂利が敷いてある。相当の急傾斜にバラスが敷かれている、こんなにくさん。その砂利をどこから持ってきたかといったら、ルシヤ川から持ってきた。町はその監督をしているのかと聞いたら、私は知りません無断で敷いたものだと、こうなつていまして、これは林道をきつとつづつて、大きなトラックが入つても、ぬからないうようにしようと思つてやつたのでしようが、しかし、そういうやり方というのは、野放図にしておくとたいへんなことになる。この辺は行政的に十分ひとつ指導しなきゃならぬ点だ。これは十条がさういうやり方をしております。この事実をよくお調べになつてさういふことのないように行政指導を強めていただきたい。ときによつては、そういうやり方をするのであればもうおまえさんのところと売買契約はせぬぞというぐらゐの行政指導を強めていただかなければ、何しろ山の奥でどこから見えないものですから、

昭和四十八年八月三十日

行つてみなければ何をやって表に出るようなところじゃない、そういう観念を強く持つていたようにです。これはひとつ十分指導を強めていたいただきたいと思ひます。

それから、この林道二十四キロの問題、この中が有料道路として利用されているわけであり、また、総体の工事費がいまのところ四億六千五百万というのと、私どもの七億というのでは違ひがあり、この点については後ほどひとつ調べていただくことにいたしますが、有料道路として利用していく場合における、いろいろ現地におけるまた不都合などもやはり出てきます。

高速道路のようにしゅちゅう車が通つていくところであり、料金はいくらにしようか、非常に高い料金を取らなければならぬというやうなことで、普通の高速道路からいいますと、小型で三百円というのが知床では四百円、大型になりますと大体六百円というのが七百円、実はこういうふうな高いわけなんです。それで、林道収入というのは、現地で聞いた話であり、有料道路による収益というものが、これは年間といつても、冬場の収入と閉ざされるわけですから、現場の収入と見ると、林道収入と見ると、非常に大きな差が出てくるので、私どもも手にとつてみたのですけれども、あそこ土壌というものは山岩、いわゆる岩石といつても、ちよつとさわるればばらばらと落ちる、俗にいう死に石なんです。ですから雪が降つたりすると同時に土砂くずれが起きます、それから、雨がちよつと降つてもばらばらと落ちてくる、非常に風化しやすい岩石である、こういう性質を持つております。したがつて、これからの、いわゆる補修も含めて維持管理が非常に困難だといふふうにこの林道については思はれます。それが一年間の林道収入が大体百五十万円、どれぐらいの維持費がかかるだろう、こういうふうに私どもは現地の営林署長にもお聞きをいたしました。

ら、このままですると、やはり年間七百万円ぐらいの維持費はかかるのじゃないかと思ひ、補修費を含めていくと、やはり一千万はかかるでしょう、こういうふうには見ておられるわけであり、そういうふうには、これはたいへんなことなんで、せつかつくつた林道が、維持管理ができなくて、閉鎖同様に生きていることになる、これまたこの林道は生きてこない、こういう問題があります。これは何れも知床に限つたことではないと思ひますけれども、全体的にこういうふうな林道の維持管理の方針というのはどういうふうになっているのですか。

○福田政府委員 関連林道の場合におきましては、維持管理に必要な経費は、ただいま御指摘のような料金をいただいております。確かにほかの場合に比べると少し高いじゃないかという御指摘もございします。四十五年の総計では百八十万、四十六年度で二百七十万、四十七年度は三百六十万、この程度のものではございします。その点完全に補修し、維持管理すれば御指摘のような相当経費がかかるわけではございません。

関連林道の場合には、これはすでに完了しておりますので、その後出てまいりましたところの公団でつくりました林道あるいは国有林でつくりました林道、それぞれ維持管理につきましては、前者の場合は地元市町村、後者の場合には国有林がこれをやっておるわけではございまして、できるだけ交通に支障のないように、また安全な交通ができるように万全を期してまいりたい。林道につきましては特にこういつた点につきましては地元からの要望が非常に強いのでございします。予算要求の面につきましても、四十八年度から維持管理の特に補修費等につきましては認めてもらつておるところでございします。

なお今後この点については十分配慮してまいりたい、こう思つております。

○島田(塚)委員 非常に問題のある林道のこれからの維持管理というものはたいへんなことだと思ひます。そのことは私も実はよくわかります。いま長官も非常に現地の要望が強くつくつた。林道をつくれつたといつて、あんなことではだめだといふものだから、皆さんにしてみれば、せつかつくつた林道なんだから、少しは現地が考え方を持つてやつてもらわなければ困るという気持ちも、それはあるのじゃないか。しかし、これだけ林道を維持していくことは容易ならぬことですね。ですから、これは、これからの国の予算の中でこうした点がひとつ十分そんたくされるようにしなければいけない問題でありますけれども、この知床林道の将来の利用という問題については、やはり林野庁が十分の関心を持たなければならぬといふふうに私どもは指摘をしておきたいわけなんです。

そこで、工事を進めていく段階で、先ほどもちよつと触れましたが、支障木まで巻き込んで谷にどんどん落としていく、それが谷間に流れ込み、海水汚濁をして魚の生息を非常に困難にさせる、しかも産卵に週上してくるサケやマスあるいはそのほかの小魚、ウグイ、ヤマメのようなものもこの地域から姿を消したといつて地元の人たちは嘆いております。なるほど見ますと、砂防堤がすっかり埋まつてしまつて、上から見ると、もう影も形も見えません。すつかり土砂で埋まつてしまつてゐる。しかも依然として赤はだが出てゐる。しかも毎年林道が少しづつくずれものから、またその土砂をブルドーザーを持つていつてばあつとその上に落とすし込んでいくから、依然として緑化しないで赤はだを見せたまま年じゅうそういう悲惨な状態になつてゐる。こういう一つの補修上における工法なり、あるいはまたそうした赤はだになつてゐるところの緑化といふものについて積極的な手を付けませんと、黙つておけば災害は何れでも起こつてきます。この関係については、これは知床ばかりじゃないと思ひますが、林道の取り扱いといふんですか、どういふふうな方針を持つておられるのか。

○福田政府委員 いま御指摘ございました支障木のお話でございしますけれども、これは林道をつくる場合の支障木もございしますし、たぶん伐採しましたあと、丸太をとつたあとに残つたいろいろな末木枝条等も影響しておるものと考えられます。こういうふうなものが林地に散在して、谷間にたまつておりますと、集中豪雨等がありますと鉄砲水のような状態になつて、下流に大きな被害を与えたりすることが非常に懸念されますので、こらいつたようなものにつきましては、現地でできるだけ集約的に採材いたしましてこれを持ち出すように指導してゐるところでございします。

なお、この場所につきましては、四十八年度以前から、また四十八年度におきましても、林道関係につきましては特に四十八年度は一千九百万円、治山関係におきましても六百万円、合計二千五百万円の工事をいたしまして、いたんだ山はだはこれを修理し、林道も補修しておるところでございしますけれども、四十九年度以降におきましても、これにつきましては、ただいまもつと徹底した修理をいたしたいといふことで予算検討中でございします。

いづれにしても、この末木枝条とかさういったものは林地に散在させないように、手間はかかりますけれども、また資源の集約利用という点から、できるだけこれを集めて利用してまいりたいといふふうに考えておるところでございします。

○島田(塚)委員 そこで、森林開発公団が関連林道については事業をやつてゐるわけですが、これの事業量とか単価、事業費、これをひとつ後ほど資料として出していただきたい。そのほか、目的あるいはその林道の利用計画、こういうものがあると思ひます。これは公団がやつておりますすべての林道について、後ほど資料としていただきたい。資料要求をいたしておきます。

知床の問題につきましては、時間の関係もありますから、これで一応の考え方を聞きいたしたいからやめますけれども、しかし、私はしつこいようですけれども、環境庁にもう一度……知床をあなたは御存じないから、いま一つはだ

に触れて実感としてお聞き取り願えない点があるのだと思います。とにかくこの知床、あるいは北海道の中にもう一つ大雪、こうした公園がありまされ、これからの進んでいくのじやないかという心配を持っている地域が出てまいります。こういう事実をあなたはいまお聞きになつていて、やはり知床に対する一応の認識は持たれたと思うのです。これからこの大事な知床半島を守つていくのは、私は林野庁であると同時に環境庁の役割りだと思つてゐる。ぜひひとつ国民の大きな期待をになつてゐるこの知床の景観をそこねるようなことがないよう、行政官庁として十分前向きにとらえていただいて、解決すべき点については真剣に取り組んでいただきたい、こういう要望を申し上げておきたいと思つてゐます。

それでは次に、今回の森林法の改正にあたりまして私も非常に心配をしてゐる点があります。いま申し上げたような自然景観、自然保護という立場もさることながら、一昨年、四十六年の三月に実は本委員会において決議がなされた林業振興に関する問題、政府は一向に重大な決議に対して取り組む姿勢を見せようとしなかつた。こゝし一月には全国から三十二都道府県の代表が集まりました。一千町村に及ぶといわれる決議文を携えて、それぞれ政府に対して陳情がなされております。林業振興のどこに問題があつたのか、長官からひとつその問題点を明らかにしていただきたいと思います。

○福田政府委員 林業振興に関する決議につきましては、いままでに全国の各都道府県あるいは市町村等からいろいろとその要望も受けておりますし、国会におきましても、この点について当局はどう考へるのかというふうな御質問をいただいております。この林業振興決議の内容につきましても、私は林野庁をあげてこの内容の実現に実は努力してまいつておるところでございます。衆議院におきましては、それぞれこまかく

第一項から第六項まであるわけでありましてけれども、一つ一つは申し上げませんけれども、たとえば造林の振興にいたしまして、特に民有林の造林の振興というものは、最近の労働力の減少、外材の輸入の増大、いろいろの点を考えましても、非常に重要な問題でございまして、将来の自給率を高めていく上には絶対必要なことでございまして、そういう意味で、造林の振興施策につきましても、補助あるいは融資あるいは税制の面等におきましてできるだけの便宜をはかり、四十八年度におきましても、予算においてその大幅拡充をいたしました。また、奥地林の問題につきましても、公社造林あるいは公団造林等による分収造林の方法によつてこれを実現してゐるところでございまして、

なお、この中にございまして国営分収造林法案の問題につきましても真剣に私たち検討してゐるところでございまして、

また、この中におきましてたびたび出てきております問題の中の一番重要な点は、林業に係りまして労働力の問題でございまして、国有林、民有林を通じて、この山村地帯から減少してまいつておられますところの林業労働力の拡充に對しましては、鋭意努力していかねければならぬということにございまして、国有林の場合におきましても、その労働条件の改善あるいは労働環境の改善等につきましては、逐次この改善をはかつてまいつておられますが、民有林におきましても、こういった面におきましては、むしろ国有林から比べましても非常に遅れてゐるという点がございまして、特に賃金水準の問題あるいは社会保険の問題等につきましても非常に遅れておられます。この社会保障制度が適用できるように、通年化等についてもいろいろの施策を拡充してまいつておるところでございまして、

その他いろいろ国有林の問題につきましても、一般会計からの一般財源の援助の問題等につきましても四十八年度から大幅な拡充をしていただいておりますが、四十九年度はさらにまた抜本的に

この点における改善をはかつてまいりたいということ、予算要求もいたしておる段階でございまして、

そういうことで、この林業振興に関する決議につきましても、私たちその内容につきましても非常に重大な問題と考へまして、林野庁全力をあげて、農林省全体としてこの問題には取り組んでまいりたいと思つておるところでございまして、

○島田(環)委員 いまのお話を聞く限りにおいては、真剣に取り組んでゐる、こういう説明でありまして、地元においては、このおれわれの希望するようないことが一向に行なわれないという不満を非常に強く持つておられます。過般の林業決議に関する全国大会の席上でも、るる各町村代表からこの不満が述べられておられます。いま、たとへばこの中にあります、いまも触れましたけれども、国が行なう民有林野の分収造林、この問題についても取り組んでゐる、こういうことでありますが、具体的にはどういうことに取り組むをなさいますか。

○福田政府委員 国営分収造林法案の問題につきましても、その内容の中にございまして、一般の民有林におきましては、造林が自力ではできないような場所あるいは相当地域がまとまつておるような場所であればならぬ、あるいは経済的に相当重要な地帯というふうな幾つかの条件があるわけにございまして、こういった面につきましても、全国の各重要なおくれている地帯の市町村なりその他県を介しまして調査をいたしたり、この問題についての問題点を究明しておるところでございまして、

ただ、非常に問題になります点は、そういったいま申し上げた点を煮詰めてまいりますと、ただいま申し上げました森林開発公団で行なつておりますところの水源地造林あるいは各県で行なつておりますところの公社造林による分収造林あるいは森林組合の労務班等によつて行なわれておりますところの造林というところと競合いたす面が出てまいるわけにございまして、この辺の競合の点を

どのように調整していくかということが一番大きな問題の一つでございまして、

要するに、私たちの考へといたしましては、民有林の場合におきましては、その山をみずから持つてゐる人たちが、自分たちの自力でこれを造林し、そのあとの手入れを行なつていくというのを原則として、そののできないところをいろいろな機関で、国がその背景におつてこれを援助してやるといふ考え方に立つてゐるわけにございまして、そういう点で、どうしてもできないところにつきましても、いま申し上げましたこういう法案についても可能であるかどうかというところについても、競合点をよく検討してまいつておるところでございまして、その点については今後十分また真剣に研究していきたいというふうに考へておるところでございまして、

○島田(環)委員 この際、いまおつしやつてゐる実績等の資料を提出していただきたい。資料要求をいたしておきます。

いま森林組合の問題に触れましたから、森林組合の点にこれから触れてまいりたい、こう思つておられますけれども、森林組合が行なう分収造林あるいは森林組合を通じて出されてゐる補助金あるいは制度資金、こういうものについて、後ほど資料として出していただきたい、こういう要求をいたしておきますが、大まかにわかりやうであれば、こうした内容について長官から説明を願ひたいと思ひます。

○福田政府委員 それではお答えいたします。

森林組合に交付されておる補助金の額、それからその使途、また森林組合を経由して交付されておる補助金や制度融資についてはどんなものがあるかというお尋ねでございまして、昭和四十六年度に森林組合に交付されておられますおのなる国庫補助金の種類、それからその金額は、一つは林業構造改善事業費補助金でございまして、これが十四億七千万円でございまして、それから次に林道事業費補助金でございまして、これが八億円でございまして、それから山再開発事業費補助金が一

億四百万円でございます。合計いたしますと二十三億七千万円でございます。

それから次に、森林組合を経由しまして交付されておる国庫補助金としては、造林事業費補助金でございまして、これは昭和四十六年度約八十四億円のうちの大部分でございます。

また、森林組合を経由する制度融資といたしましては、昭和四十六年度の農林漁業金融公庫の林業関係資金の貸し付け残高のうち約三三%、金額にして約六百三十六億円、これが森林組合からの組合員等への転貸資金として貸し付けられておるものであります。

おおよそ以上のようなものが概要でございす。

○島田(環)委員 後ほどひとつかなり詳しい資料を提出いただきたい、こう思っております。

そこで、森林組合の合併助成法の問題でありますけれども、私は一昨日参考人の御意見をいろいろ聞かしていただいたわけでありまして、こういう中であって、森林組合が今後やってくる事業の一つに、信用事業、共済事業もぜひとも手がけていきたい、今回の法律改正を一つの契機としてそういうきざしも実は出てきたのでたいへんうれしく思っている、こういう全森連の専務理事の参考意見があったわけでありまして、私は、こうした点についていろいろ要望のあることについて否定するものでありませぬけれども、それよりもまず、森林組合そのものがほんとうにそういうところまで手をつけていって、十分組合機能を果たし得るような状態にいまあるのかどうかという点が一つ疑問に思います。いろいろこの資料の中にもありますけれども、森林組合は大から小までいろいろ組合員の規模の問題がありますけれども、平均すると三人か四人しか職員がいらないような状態の中で、将来の森林組合をどう育成しようかとお考えになっているのは非常に大事な問題だと思っております、これはどういうふうにかえていらっしゃるのでしょうか。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

○福田政府委員 ただいま森林組合のこれは長い間の非常に強い全国的な要望事項の一つに信用事業があるわけでございますけれども、先生たいま御意見がございましたように、この信用事業というのは、組合員の保護などの観点から事業の安定的な運営がとりわけ重要でございますが、森林組合の実態について見ますと、御指摘のとおり、財務とか役職員の執行体制などの事業基盤の面で必ずしもまだ十分とはいえない点が実情であるかと判断されるのでございまして、そこで、この信用事業を安定的に遂行するために、必要な基礎的な要件をまず十分に整えることが前提であるというふうに思っています。今回はその制度化を見送りまして、当面は今回御審議を願っておりますところの制度改正の早急な実現を得まして、改正制度の適正な運用と、合併促進を通じて、この基礎的な要件の整備拡充、つまり体質をまず強化するところから出発しまして、森林組合の要望事項でございまして信用事業というのは将来の問題として、まずその基盤を整備するという観点に立つて強化育成をはかっていきたいと思うわけでございす。

こんな点はよいことかもしれませんが、森林組合の現在の職員数は平均三・四人に対して農協の四十一・三人、漁協の九・二人に比べるとまだはるかに脆弱でございまして、払い込み済みの出資金を比べてみましても、森林組合は二百八十七万円でございまして、農協の三千四百万、それから漁協の一千二百万というものに比べましてもきわめてまだ基盤が弱いというふうに考えるわけでございす。

こういう広域合併というところからまず基盤を整備してまいりたいというふうに考えておるところでございす。

○島田(環)委員 そこで、郡単位といいますが、もっと大きな組合にするための合併助成をこれからやっていこう、こういうふうなことでありますけれども、これはなかなかいまいちのような状態です、非常に資本装備も低い。しかしながら、この組合

員というのは農村のいわゆる農業協同組合の加入者が非常に大きい比率を占めているわけでありまして、そういう関連も十分ひとつ検討いたしませんと、単に森林組合の脆弱基盤を拡大して、そして大きくしただけでこの組合の強化をはかることができるというところは、過疎化が非常に深刻になればなるほど現地においては非常に組合が大きくなつて、所在場所が遠くになってしまつていふようなことによつて起こる不便あるいはまた組合に対する疎遠、そういうものが強まってまいりますから、メリットとデメリットを十分ひとつ検討いたしませんと、単に大きくすれば企業メリットが出てくるのだというふうな単純な計算によつて判断するといふことは、この森林組合に関しては非常にむづかしいと思うのです。農業協同組合の場合でもややそういうことがいえるわけでありまして、けれども、それでもまだ農業協同組合なんかの場合ですといささか合併をする余地はある。単にいまの小さい組合を大きくするといふ農業協同組合方式のものの考え方だけで森林組合の大型合併ということをやっていっていいかどうかというところは、現地の意見をよく聞いてやらないとあやまちをおかします。ですから、こういう考え方をただ助成法によつて押しつけていくというふうなことがあつては私は非常にまずいと思うのです。しかも、所有している森林は必ずしもその町内にあるとは限らない場合もあります。ですから大型化したほうがいいのだという理屈に実はなつていないではないかと思うのですけれども、必ずしもそうならないのです。ですから、大型化だけを進めれば森林組合の力がついてくるという判断だけではなくて、もっと別ないろいろな要件があるはずですから、その辺が十分検討されておるのかどうか私は疑問に思います。この点についてはどうですか。

○平松説明員 森林組合の合併につきましては、先生御指摘のとおり、ただ単に合併をするといふ形式的なことでも事業分量をふやせば事足りるというふうには私も考えておりませんで、やはり先生

御指摘のように、地域の実態に即したような形で事業規模を拡大していく、このようなことを考えていく必要がある、かように考えておるわけでございす。そういう意味からいたしまして、今回合併助成法の改正をお願いいたしておるわけでございすけれども、ただ単に合併だけでそういうことの措置をするといふことではなしに、合併以前に――合併という形式はとらないけれども、たとえば流域単位で森林組合が協業をしたい、こういうような形で広域に協業するといふものには予算措置を講じて協業体制を促進するといふようなことを考えておりますし、また、今回の森林法の改正案の中でも森林組合に相当事業の権限を付与するといふようなことにはいたしまして、森林組合の体質を強化してまいらる。しかも社会的な要請に

応じていくというふうなことを考えておるわけでございす。また、森林組合の組合員の要請を十分踏まえながら、しかも社会経済的な要請に応じて、なおかつ森林組合の体質が強化できるというふうなものにつきまして合併を助成してまいりたいというふうにかえておるわけでございす。

○島田(環)委員 森林組合の問題につきましては、もう少し私なりの意見も申し上げて考え方を尋ねてまいりたい、こう思っておりますが、時間がだんだん少なくなつてまいりましたので、先に進まなければなりません、そこで今度は角度を変えて、保安林の取り扱いについて、私どもはこれまで現地の状態を見ておりまして、法の不備というものを非常に感じておるわけであります。ことしから一団地の保安林伐採面積を従来二十ヘクタールであったものを五ヘクタールに落として制限を強化した、こういうことがありますがけれども、現実には二十ヘクタールでも五ヘクタールでもいまのやり方ですと同じなんです。たとえばことしAというところを二十町歩あるいは五町歩切つた、来年またその続きで五町歩切つた。これは畑と違つて一年間で輪作形態みたいなわけにいかないのです。植えていく、切つたら保同様一年や二年は木がもうこんな小さいから、木が生え

とおるという状態でないから、それを続けてずつと地続きでやっていきますと、保安林の制限にならぬですね。いわゆる保安機能というものは回復しないわけですから、そういうやり方というのは非常にまずいのではないかと。A、B、Cとあれば、Aをやったから、今度二地区ぐらゐ飛ばしてDの地区をやるといふように、保安林が形成されるまで、そういう有機的にうまく保安機能が保てるようなやり方がなされて初めてこの法の規制というものが生きてくるのだ、こういうふうな私どもは現地で見ておつた、あのやり方はまずいなど思つて見ておつたわけでありませう。この点は今後の改正の中で十分お考えになつておるのですか。

○福田政府委員 たいはい先生御指摘のように、従来はまず林道をつけますと、できるだけその林道を使って能率的に伐採しようというところに重点を置きまして、これはある個所を十町歩切つた、その次の年は隣の個所を十町歩切つた、いわゆる連続伐採という方式をとつておつたことは事実でございます。先ほど新しい森林の施業方針に切りかへたと申し上げましたけれども、そういう点、保安林と限りませう、森林の伐採のやり方につきましてはそういう点を配慮いたしまして、まず普通林におきましては、皆伐できる場合にしましては最高の限度は二十ヘクタールといたしておられます。保安林については五ヘクタール。しかもこれを分散して伐採をする。つまり連続しない隣接伐採をします場合には、いま伐採して翌年植えた場所のものが成林してまづう閉する。場所と樹種によつて違ひますけれども、少なくとも十年とかそこらかかるわけでございますから、そういうので植えた五ヘクタールなら五ヘクタールの森林がう閉しましたあとに、その隣の伐採に移っていく。いわゆる分散伐採方式を考へておるわけでございます。しかも沢通りであるとか峰通りというようなところにつきましては、天然林の状態であるだけを残す。そういう場所はやはり溪流でございまして、淡水魚の生息する場所でもございませう。そういう点はいろいろ

と環境等に影響を与えることもございます。また、峰通りはいろいろな鳥とかけだもの等の走る場所でもある、あるいは風衝地帯でもあるというところで、そういうようなところには天然林のまゝ残すというふうな指導方針にしておりまして、全国のそれぞれの地域におきましてそういった点を配慮した具体的な計画をつくつてこれをきめるというふうな今度の森林法の改正の中でも考へておるのでございます。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕
○島田(琢)委員 いまあらためてこれからそういう点を十分反省しながらやる、こういう長官の答弁でありますから、ぜひひとつそういう方向で山が荒らされることのないように、あるいは保安林の機能がそこなわれることのないようにしていただきたい、こう思います。

いままでの数限りない法の違反だとか悪評、いろいろものが全国的に林道開設にあたつて特に強く出てきている。これは知事の届けだし、あるいは保安林解除の手續という問題についてもほとんど規則どおり守られてきてないという現状がありますから、よほどしっかりと腹がまえで法の改正なりあるいは運用の面に当たつてまいらないと、同じような結果を招いていくことを私どもは心配しております。特に山というものは、ふだんは人の目につくところが少なく、山奥だとかあるいはそこへ入つていってみなければわからない。夏場は特に葉が繁つてうっせきいたしますから、事実の発見が非常にむづかしいわけで、一たん切られてしまつと、煙のようにもとに戻らない。煙は一年、一年の勝負でありますから、煙の作物が全部枯れてしまつても直ちにこれを復元するといふことが可能でありますけれども、山といふのはそういうわけにいきませんから、よほどしっかりと考へたうえで、いまおっしゃつておる気がまをひとつこれからの運用の中に明確に示していただきたい、こう思います。

そこで、大臣にひとつ締めくくりでお尋ねをしようと思つていましたが、だいぶひまでもてあま

しているようでありませうから、せつかく大臣そこにおすわりいただいているのだから、大臣にもひとつお尋ねをいたしたいと思つております。私はいままでの議論、あるいはいままで各代表からいろいろな森林に対する意見が出され、あるいはまた、先般はわが党の芳賀委員ほかの代表から対案として、森林法にかかわる問題の提案が出されておる。その盛つておられます趣旨というものは、お互いにそう大きく変わるものではないといふふうには私は思つております。そういう点での理解はしておるものでありますけれども、しかしながら、やつてきておる一つの事実というものを見たときに、せつかく国会で御答弁を長官以下皆さんがやつておられるけれども、現場においては必ずしもそういうふうな状態になつていかない。この辺が非常に、特に農業と違つて山の問題というのは非常に傾斜もあり地形の変つたところもあり、交通上にも非常に大きな支障を持つておるところが多いわけで、なかなかうまい状態にいかないという悩みを持つておるということ等については十分理解をしておるのでありますけれども、しかし、今日は荒らされた山をもとに戻す作業といふものは非常に大事になつておる。私なりの言ひ方をすれば、もはや山づくりである、造林を含めて山をつくるのである、そういう考え方に立たなければ、これだけ荒らされた山を元の形に戻すといふことは非常にむづかしい。特に針葉樹に至つては成林するまでは相当の年月がかかつておる。こういうふうな長期的な作業といふものが常にいつて回る森林の問題でありますだけに、よほど腹を据えた考へ方がなければ非常にむづかしいと思ひます。

農林問題についてはしばしば大臣の見解も聞いているわけでありませうけれども、私は初めて森林問題に触れて大臣にお尋ねをする事になつたわけでありませうが、この森林といふのは、いま私が申し上げたように、山をつくる国をつくつていくのだ、こういうものの考へ方に立たないと、日本山といふものはたいへんなことになるということが非常に心配されているわけでありませう。この機会に、いままでの反省の上に立つて、これから日本のいわゆる森林行政を進めていく最も責任ある大臣の立場として、どういった基本的なお考えをお持ちになつておるのか、ひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 お尋ねを承りますと、私はやはりこういう場合に古くからいわれておる治山治水といふことが強く頭に浮かんでおるわけでありませう。いまは島田委員から、山をつくり国をつくる、こういうふうな御指摘でございましたが、先人はなかなかうまいことを言つておる。治山治水といふことは林野行政をやる上において非常に大事なことで、かように認識をしております。最近、林野行政について特に公益的機能というものが重視されるようになった。きょうも知床半島の開発問題と申しましたか、林道の実情からいろいろ御指摘をいただきましたし、また林業振興決議がどうなつておるかといふことで私もどもに對してその考へ方を求められるような御発言もございましたが、要は、従来やもすると経済的機能のほうを重視する開発のほうにはやつて、それがために貴重な林野の公益的機能が無視されがちになる、ここに非常に問題があるのではないかと申すのであります。委員会でも申し上げましたように、国土の相当部分を占めておる林野といふものは自然の浄化装置である。人間が住んでいく上において、この自然の浄化装置といふものを無視していくならば、それによつて受ける被害、影響といふものはおそろべきものがあるのだ、この浄化装置といふものを尊重していきたいといふことを申し上げたことを記憶するのでございませうが、要は、林野の持つておる公益的機能、またわれわれが求めんとする経済的機能が合理的に組み合はされて、行政が行なわれていくことが必要ではないか、かように存じます。島田委員の御質問にお答えになるかどうか、私もちょっと危ぶむものではございませうが、一応お答えをいたしたいと思います。

○島田(塚)委員 そこで、基本的な考え方はお聞きいたしました。私もまだ大臣のおっしゃっている点についてはわからない点がありますけれども、それでは具体的にこういう場合大臣としてはどう対処するお考えかを、二点お聞きします。

その一つは、確かに今日の日本の国土保全、そして環境保全という立場からこの森林というものが資源的にも見直されている、そしてまたその行政のあり方について洗い直しが迫られている。しかし、昨年の夏以来非常に問題になりました木材の不足、国内におきまます木材資源の枯渇に端を発しました木材需要に対応できない状態、これが一面で非常にむずかしい問題になっておるわけでございます。時代の要請として緑を守る、それは国民の健康につながる重大な問題だ、こういういながら、一面では木材が国際的にも非常に問題になっている状態の中にある。こういう場合に具体的に進めていく場合における考え方を大臣として、ひとつ示されてほしいと思うのであります。

それからもう一点は、実は一昨日も岩手大学の船越参考人から参考意見として出されておりましたが、林地の利用計画というものが進められていく中であつて突如として——突如としてという言い方は唐突でありますけれども、たとえばそこに新幹線を通さなければならぬ、あるいは高速自動車道を走らせなければならぬ、不幸にしてそれがいわゆる大事な山林のまん中を走らなければならぬというように、かきこめて起こつてくる。もちろんそこを避けるという手だてが前段で必要ですけれども、そういう地域もある。この場合における自然保護という立場というものは非常に重要な判断が迫られる。こういう場合において、大臣として前段基本的なものの考え方に立つてこれらをお考えになる場合には、具体的にどのような取り組みをなさろうとしているか、これが第二点目でありま。

それからもう一つは、これも船越参考人が言っておりました、今日のようないわゆる山村地域を中心にして起こつてくる過疎現象というものは、

それなりに山を守りきることが非常に少ない人手によって困難になっている。それとともう一点大事なことは、山村住民の生活の貧しさというものがあつて、いわゆる切つてならない木も切らなければならぬという窮地に立たされたとき、おのずから二律背反の加害者となり被害者となるという状態に今日まで置かれてきた。この辺をやはり政策的に救い上げていくという手だてが具体的に出来てまいりませんと、緑を守る、山林資源を大事にしていくということとはなかなかむずかしいという状態も場所によっては起こり得る、こういう指摘が実はなされている。私はきわめて印象的にこの問題を聞きました。

この三つの問題、取り組みとして非常に大事な点ばかりであります。これはひとつ大臣からお答えをいただきたいものであります。基本的なお考えを聞いたあとでの具体的な取り組みということでありまが、ひとつお考えをお聞かせ願いたい、こう思います。

○櫻内閣務大臣 非常に大事な問題であり、簡単にお答えすることに戸惑うのでございするが、私が先ほどお答えいたしましたように、三点とも、一言でいえば、やはり公益的機能と経済的機能をどう調和していくか、その調和点を見出していくところに問題があるのではないかと考えております。

もちろん、提示されました問題がそれぞれ個々のいろいろな要素を持つておることは言うまでもございせん。木材の場合を考えますときに、住宅に木材が必要である、そのために乱伐をしたということ、それが後代に大きな影響を与える、こういうことであつてはならないのでありますから、そこにおのずから伐採の限界があると思うのであります。また伐採ということだけでなく、それに伴う造林のやり方があると思ひます。あるいは適切な間伐をすべき場合もございしょうし、また切つた木材を有効に使つていく、そういう道も考えなければならぬと思うのであります。

しかし、いずれにしても日本の場合は絶対量が不足してくるのでございするから、その場合に国際的な関係をどうするか、不足するためにアメリカ、カナダからほとんど輸入をする、その輸入が度を超えて、相手国の木材価格を非常に暴騰せしめ、その規制を求められる、こういうこともたへん問題であります。その辺をやはりよく考えながらやつていかなければならない。

終局的には、場合によつては住宅に対する大きな要望がありましても、それを計画的に合理的にやる必要も起きてくるのではないかと。その辺のむづかしさがございするので、現に森林の開発計画につきましても一応の年度計画をお示ししながら、また海外からの輸入につきましても、それぞれソ連、カナダ、アメリカあるいはインドネシア等の国々との関係などを申し上げてまいつたところでありま。

それから、新幹線や高速道路の敷設による大切な林野が荒らされる場合、新幹線、高速道路、これはいづれも産業の上で、あるいは国民生活の上の必要から要望されてくるものだと思ひます。それが林野に対しての影響が起きてくる。これもどこで調和をとつていくかという問題だと思ひます。したがって、いたずらに新幹線や高速道路だけを中心に考えていく問題ではないと思ひます。したがって、これらも長期的な計画の上に林野の関係との調整の上に行なうべきである、かように存じます。

いま御質問の中で私が一番お答えしにくいのは、山村の過疎現象がある。山はやはりたんに山に手を入れていく必要があると思ひるのであります。いわゆる山を愛するという精神がなければ山は育つていかぬと思ひます。ほつておけばいいというような行き方ではない。特にこの木材に対する要望が強いということになればなるほど山の手入れや、また造林の必要もある。こういう場合に工場方面にどんな人が流出をいたしまして、過疎現象を呈して、人手不足でそれに応ずる労力が欠けてくる、これは非常な問題で

あります。またそうでなく、それらの方々に山を守つてくれ、こう言つても、経済的な問題がそこに起きてくる。ただ山におるだけではたして一般的水準の生活の維持ができるかどうかというように、それが問題になってくると思ひます。そこで、それらのことに応ずるために、山村における環境整備を考える、あるいは過疎過密の問題については国土開発の均衡ある行き方をして何とか過疎現象をとめたい、そのためには必要な適切な工場の導入などを考えなければならぬというように、提案されてきておるのであります。けれども、しかし、それらのことが御質問に対してしつくりした方策になっておるかという点、私は遺憾ながら現状は必ずしもそうではない。農工一体的な行き方というようにおつては、農工見通しがついてきておるところでございするが、山間僻地までどういふふうに進むような現象にたえて流出する人口をとどめ、また経済的に成り立たせしめるかということについては、非常な努力の必要の問題だと思ひます。けれども、それだからといつて、これを等閑視するわけにはいかないのであります。私も、私どもとして、そういう奥地、低開墾地域についての配慮も十分いたしながら、問題点の解決に努力をいたしたいと思ひます。

○島田(塚)委員 これは大臣はたいへん苦しいと思ひます。こういう点を十分、今度はせっかくの森林法改正であれば、そういう問題はきちつと、大臣がその具体的な事例に直面したときに困らないように、そういうことを柱として持つておらないと、これはたいへんなことです。そういう現象が出てきたときに、話し合いの中で非常に提議がありまけんから、私の気持ちとしてはこうです、こうしなくては行けないと思ひます。実際の問題というのはなかなか解決できない問題に直面するだらうと思ひます。こういう点が十分今度の法案改正の中で明確にされていないという点は、私どもは非常に大きな一つの不安を持っている点であります。検討願ひたいと思ひます。

時間がなくなつてまいりましたので、もう少し質問をしなければならぬ点がありますから、先に進みます。

先ほど森林組合のときに落としておりましたけれども、林業構造改善の問題であります。第一次林業構造改善事業が終りまして第二次林業構造改善事業に入っている。私の町も第一次林業構造改善事業であります。しかし、県はいろいろ聞いてみますと、せっかくの林業構造改善事業が必ずしも生きていない。これは農業構造改善にもいえることでありますけれども、こういう話をよく耳にするわけでありまして。この際、第一次林業構造改善の総括をひとつしてみたい、こう思います。しかし、時間がありませんで、私はこの問題についてはまた別な機会にひとつ譲りますので、資料の提出をお願いしたい。第一次林業構造改善の全貌、それから第二次構造改善の計画の実態、こういうものについてひとつ詳細な資料をぜひ提出願いたい、こう思います。

それから、国有林の売り払いという問題でありますけれども、最近、国有林が独立採算上非常に問題があるということで、国有林の切り売りをしている。これもひとつ全国的にどういう実態になっているかを資料として提出願いたいのであります。

私は、この国有林の売り払いという問題については、国有林野活用法等との兼ね合いもあります。が、ほんとうに国民の皆さんの財産である国有林の売り払いが、だれが考えても正当なものとしてなされていくかどうかという点については非常に疑問があります。しかし、この際、現場では、重ねて国有林を開放してほしいという要望などが起こっていることも私は承知をしている。現に私の選挙区においては、知床公園と並んで大事な公園だといわれております阿寒の公園の一角であります美幌峠、長官はあそこを通ったことはないかもしれませんけれども、これもまた非常に景観の豊かなところでありまして、この峠の頂上付近は一帯がササにおおわれておりまして、林地形成からい

と、必ずしも国有林としてはりっぱな山ではありません。しかし、またササがおい茂つて、そこに古木があつて景色としては非常にいいところでありまして。ところが、これが長い間現地では、ササをはやしてただながめてもらうだけでは意味がない、ぜひともあそこを開放してもらつて、草地改良を進めて、肉牛を大量に飼つて肉資源の基地にしたい、こういうふうな要望が現に起こつております。これは長官の手元にも陳情に行つてはいるはずでありますから、大まかには御承知いただいていると思ひます。

私は、こういう問題を手がけていく上において、環境庁に帰つてもらひましたから、これは環境庁にお尋ねすることはできませんけれども、環境庁の所管事項として、林野庁との間における話し合いというものは非常にむずかしい要素をたくさん含むだらう、こう思つております。しかし、一面では、そういう一つの現場の産業振興といひますか、畜産振興、特に肉資源の開発、こういう問題については、時代の要請に的確に対応するためには、どうしてもこうした国有林の開放というものをやってもならなければ困るという強い要請が出てくる。これはさき大臣にお尋ねしたと同じような趣旨のものでありますけれども、これらも具体的にいつまでというふうに、非常に取り扱いが困難になるだらうと思ひます。そういう深刻ないわゆる時代の要請に的確に対応することのできるような場合における国有林の開放、それはゴルフ場としたつて時代の国民の要求であるといへばあるいはそうなるかもしれないけれども、私は、それとは質的に違ふ、こう思ひますけれども、こういうのもろのケースというものが出てまいります。この判断基準というものは非常にむずかしいと思うのですが、現在どういう基準に基づいてこの売り払いをおやりになつておられるのか、そこをひとつお尋ねをしておきたいと思ひます。

○福田政府委員 国有林の売り払いにつきましては、基本的には、御承知の国有林野の活用に関する法律がございます。その中で農業構造改善事業

に必要な場合、その他公共、公用に必要な場合といたう場合には国有林を開放することができるとなつておるわけでございます。しかし、基本的には、私たちは、確かに日本の森林は国土の全面積の七割を占めておるわけでございますけれども、いつも申し上げておるのでありますが、人口が一億をこえているわけでございます。そうしますと、一人当たりの森林面積というのは、世界百四十六カ国のうちで百十番目になつておるという状態で、決して森林の面積というものは、一人当たりから見ますと十分とはいえないのでございまして。そういう意味から、私たちはできるだけ森林というものは森林の状態でよくしてまいりたいというふうな考へておられますけれども、いま申し上げましたように、農業あるいはその他公用、公共用の場合には最小限度にこれを開放していくという考へ方でおります。

実は美幌峠も私は以前あそこを通つたことがございまして、まことに景色のいいところでありまして印象に強く残つておるのでございまして、この問題につきましても関係省庁とたゞいま交渉中でございます。

いづれにしても、そういう林業経営上のことを十分配慮しながら、いま申し上げたいような部分に、公益的な面に、森林経営よりもこのほうがどうしても有効なんだという判断がございすれば、国有林野管理審議会という第三者機関もございまして、そこで審議していただきまして、決定して開放していくというふうなことをしております。また一方、できるだけそういうものを財源といたしまして、国有の少ない地帯の保安林の買入れ等も進めておるところでございます。総体的には、国有林全体、日本の森林全体を見まして、現在のところでは出たり入つたりしましてそういう大きな変化はない状態になつております。

○島田(憲)委員 そこで、四十七年度の売り払い実績と四十八年度の計画についての資料がほしいわけでございますが、いま、長官、それがおわかりになればお答え願ひたいと思ひます。

○福田政府委員 四十七年度の実績を申し上げます。国有林の売り払い実績面積にいたしまして三千六百二十二ヘクタールでございます。この中には自作農創設特別会計所属がえその他入つております。金額にしまして百十九億七千万というふうになつております。

○島田(憲)委員 四十八年度の計画。それからいま何ヘクタールと言ひましたか。

○福田政府委員 ただいま申し上げましたのは面積が三千六百二十二ヘクタールと申し上げました。これは自創特会も含んでおるわけでござい

四十八年度の計画につきましては、現在のところでは、従来の実績等を踏まえて、ただいまいふゆる不要存置林野として売り払つていふような場所がだいたいあるわけでございすけれども、なかなか地元との関係、資金の関係等で進まないというようにむずかしいものが残つておる点も勘案いたしまして、現在のところではおよそ六十億ないし七十億ではなからうかと見込んでおるところでございます。

○島田(憲)委員 こうした場合の売り払いについて、これは時間がないからきょうはできませんけれども、私はたとえば別荘地なんか、長野にもありますし群馬にもありますね、こういった別荘地の分譲計画というのは、これはもう直ちに中止すべきだ。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕これは土地騰貴に非常に大きな手を貸したわけですね。これはもう林野庁みずからそこに手を貸したようになつておるにちやうど。日本列島改造論とあわせて、この国有林の売り払いというものが不用意に行なわれ、あるいはその目的が必ずしもいま言ったように産業面に的確に反映できるような立場での利用計画というものが持たれていない。そのことが非常に今日の土地騰貴をおおる結果にもなつておる。これは直ちに中止をせよ、私はそういうふうに考へます。これは長官、一言でいい

のですが、その点についてはどうですか。

○福田政府委員 たいだい申し上げましたように、原則としてそういう公共、公用の目的に合致するものというふうな慎重に対処してまいっておりますところでございます。庶民の住宅用地等について都道府県等が非常にしっかりした計画を持っていて、この場合はこれは公共的の見られるわけでございまして、ただいま御指摘のような場合について、私企業に対して単純にただ高く売れるから売るといふようなことは考えておりません。

○島田(塚)委員 私は津市営林署管内における別荘地を、これは車の中でありまして見ても見てもいい。非常に私は心外な感じがして、これはもう実にきれいに舗装されて、はだして歩いていいぐらいいきれいな舗装されている。私のところの国道はまだまだ全幹線が舗装されていないのです。ほこりをおかぶってひどい状態の中に置かれていゝんです。こういうアンバランスな道路行政、これは別荘地の分譲ですから道路行政と結びつけてものを言うということはできぬかもしれませんけれども、一面ではそういう状態にありながら、この別荘地の中にはそれこそはだして歩いていいぐらいいきれいな舗装道路が網の目のようにつくられている。実に私は腹の底から遺憾に思いました。腹が立つたわけでありまして、これは一つの例でありますけれども、いま長官はこれからの進め方について述べておられますから、十分ひとつその点を腹に据えて、国有林の売り払いについては慎重に対処していただきたい。一面には、先ほど申し上げました直ちに産業振興に結びつくという、そういう事態にどう対処するかというのも非常に注目しなければならぬ点であります。こういう点を十分ひとつ御検討願っておきたいと思ひます。

私の持ち時間がなくなつてまいりましたからこれでやめますが、最後に一つ、農林大臣、知床の問題は非常に深刻な状態に置かれていて、現地の知床におられる皆さん方をはじめ非常に国民の皆さん方からも知床だけは大事にしてほしい、そしてまた知床は山があつて木があつて初めて知床のいわゆる自然公園としての意義がある。その山の木がむやみやたらに伐採されていつて原形をそこねるようなことになつたとしたら、これは取り返しがつかぬ。これは国民みんな守らなければいけないというところで、私もこの知床問題を取り上げておるわけであります。したがって、所信のほどは先ほど聞きましたけれども、こうした問題に対処するにあつて環境庁の役割りであるというだけで済むものでありません、資源を大事にしていくという立場から農林大臣は非常に責任があると思ひます。決意のほどを最後に一言でいいですから承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 知床を長く将来にわたつてりっぱな国立公園として守つていきたいということについては、所管は違ひましても非常に関係の深い農林省のことでございまして、その熱意に欠けるものではないと思ひます。また、きょう御指摘のありました知床地域の森林施業、林道の開設等の具体的事例につきましては、その問題の所在を十分調査をいたしまして、御指摘のような御批判の起こらないように善処をしてみたいと思ひます。

○島田(塚)委員 以上で終わります。

○山崎(平)委員 長代理 次に、津川武一君。

○津川委員 私は、森林法の一部改正に対して私たちの修正してみたい箇所なども指摘しながら質問してみたいと思ひます。これは森林の持つ経済性を高め、森林を振興して、しかも公益性を広めていきたいという立場からであります。森林組合のことに對しては後刻山委員から質問してみたいと思ひます。

そこで、大臣の提案理由の中にこう説明してあります。「わが国の国土の約七割を占める森林につきましても、古来、重要な住宅用資材たる木材の供給を通じて、また、急峻な地形のわが国では国土の保全の重要な手等として国民生活と深く結びついてきたことは御承知のとおりであり

ますが、近年、経済の高度成長、都市化の進展等の社会経済情勢の変化に伴ひ、森林の有する公益的機能の発揮に對する国民的要望が高まる一方、需要の増大に對して木材の安定的な供給をはかることもまた大きな課題となつてゐるのであります。政府におきましては、このような事情にかんがみ」と、この法の提案をしております。

そこで、この森林法の基本、第一条というものであります。そこではこの法律の目的として、いままで主として用材の生産と国土の保全ということが掲げてありますが、今度は公益性ということになりましたので、この点も一条において基本的に明確にすることが必要じゃないかと思ひます。

もの一つ、第十条、これも今回の改正で林地の開発について環境保全等の配慮をすることができまして、これに、伐採について明文化されてない。この環境保全などを明確にうたつたほうが法としてすっきりするのじゃないかと思ひます。

○櫻内閣務大臣 たいだいまの森林法第一条及び第十条について改正の必要がないかという御所見でございしますが、私はその御指摘の点については理解を持します。ただ、今回のこの提案理由の中で申し上げておる公益的機能の重視というものが、それではこの森林法の条文から欠くところがあるかということになりますと、そうでない。従来からの森林法の中でも十分その点の主張ができるものである、こういうことで、あえてこの一条を特に直さなければならぬというふうなふうには考慮をいたさなかつたのであります。

それともう一つ、これはよく私、申し上げておるものであります。その法律をそのときどきに、しかも基本的な点に触れることを絶えず直していくということはいかかにもものである。法律の權威と申しましようか、そういうふうにいへば直すほうが權威が高まるというふうな御指摘かと思ひますが、できるだけ法律はあまり手を加えずにいきたいというふうな御持心が私としては若

千ございしますので、いま御指摘のような点で特にどうしても直さなければならぬということではなかつた、こういうことでお答えしたいと思ひます。

○津川委員 後刻、質問が終わるときにもう一回このことを大臣にお尋ねしてみたいと思ひます。

そこで、公益性の問題ですが、林野庁の昭和四十七年十月の森林の公益的機能の計量化調査、いわゆる緑の効用調査というものの中間報告でございしますが、こゝでそういう公益的機能として水資源涵養、この値段が一兆六千億圓、土砂流出防止二兆二千七百億圓、土砂崩壊防止五百億圓、保健休養二兆二千五百億圓、野生鳥獣の保護一兆七千七百億圓、酸素供給四兆八千七百億圓、合わせて十二兆八千二百億圓、こうなつておりますが、ちよつと気になるのは、土砂流出防止、土砂崩壊防止、これはいわゆる堤防の破壊、洪水などというところを考へてゐるのかどうか。私は端的にこの点は、国有林野の去年の七月のあの集中豪雨を見ていても、林野の問題で一番大きくなるのは、土砂の流出、土砂の崩壊、これではなくて、堤防の破壊と洪水だと思ひます。洪水による被害は人命に及んでおる。それから非常に大きな財産に及んでおる。そういう点を考へてみると、はつきりとこゝは公益性の中においても法の中においても、洪水防止ということをも明確にすることが必要だと思ひますが、この見解は、大臣、いかがでございします。

○福田政府委員 御指摘の公益性の内容をいろいろ分析して十二兆八千億圓としたものでございします。これは木材の生産機能もこのほかにあるわけでございます。これは公益性のいうことで一応省いておるわけでございます。

ただいま御指摘の洪水の問題についてはどう考へてゐるかというところでございしますけれども、このところにあつておる水資源の涵養、土砂流出防止、土砂崩壊防止、この三つの機能というものは一番重大な機能であると思ひます。要するに、森林がもしないとしたなら

○津川委員 少し答弁があつちこつちになつて食い違つておるけれども、今度皆さんが提案しておる第十條の二の二項の一、皆さんが出しておられる法案の六ページですね、「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。」とあるが、その「災害」というところに水害を含めておると思うけれども、「当該森林の周辺の地域において」となつていて、水害防止、洪水防止という概念が私はどうしても欠けておると思う。したがつて、皆さんの計量化の中においても水害、洪水という概念がなくて、土砂、こういうものに限つておるわけですが、この点は含んでおるというならよろしい。含んでおるとするならば、非常に不明確な表現だということを指摘して、ここいらあたりの見解を大臣に伺つてみます。

○津川委員 皆さんのやった計量化調査の中においても、法案の中においても当該森林地域の土砂の流出防止だとかこういうことをうたっているの
で、ぼくら修正しなければならぬと思っている
大きな点は、堤防だとか、水害とか洪水というこ
とを考えているわけです。でないと責任論が出な
い。米代川の上流の森林開発をやったときに、米
代川の開発はこれでは責任がとれない、こういう
不明確な点があるから言っているわけです。これ
はまとめて討論してから、あとでまたもう一回大
臣にお伺いします。

その次の問題は、皆さんのこれに出てくる野生
鳥獣保護ということです。そこで、この野生の実
際を見てみますと、鳥獣でいろいろな問題
が出てまいります。私たちの青森營林局の中の
カモシカについて、下北地方のあしの会会長の森
治という学校の先生はこう言っています。「この

絶えて聞こえなくなってしまうている。
 こういう点でいうと、野生のこういうものをこの法律の中でどのようにして守れるのか。守れるか守れないかということなんです。この点をひとつ明らかにしてもらいたいと思うわけです。いろいろな法律もあるでしょう。たとえば鳥獣保護区域というものがあって、鳥獣保護法もあるだろうけれども、これでそういう国有林野の中が指定できればよろしいし、指定できないとすれば、特別にこの法律で守らなければならぬ。守れるかどうかの見解をひとつ明らかにしていただきたいと思うのです。これはけだものことです。
 それから、野生の植物がございます。これも青森営林局の下北郡佐井村福浦、ここだけに自生しておる貴重な植物、オオウラボシやワタケが最近消滅の危険に迫り込まれております。この保護が強く叫ばれておりますが、この保護策を青森営林

思っております。それからいろいろ動植物も御指摘がございました。そういう貴重な動植物につきまして、鳥獣保護区の制度もございまして、あるいは保護林としてこれを保護する場合もございいます。あるいは文化財に指定したり、あるいは学術参考林等いろいろな制度がございいます。国有林の場合におきましても、もちろん民有林の場合においても関係官庁ともよく連絡をとりまして、これはできることでございますので、これを拡充してまいりたいと思っているわけでございます。

動物のみならず、御指摘のありました野生の珍しいいろいろな植物につきましても、いま申し上げたような学術参考林であるとかミズナラを文化財とすることもございまして、そういったような制度を適用いたしまして漸次これを拡充しつつございまして。

そういう問題が出るたびに具体的に調査いたし

まして、たとえいまの下北半島のサルにつきましても、これは数年前からの問題でございましたので、文部省と連絡して地区と動物そのものを文化財として指定してございます。カモシカにつきましては、いま御指摘のように道路をつくると、道路の上と下で連絡がとれなくなつて問題があるから、これはトンネルにしたらどうかというような御意見も先般出たわけでございますけれども、いずれにしてもそういうカモシカはとつてはならぬ天然記念物でもございまして、そういう意味では、こういった地区についての林道のつけ方あるいは伐採のやり方等につきましても、そういったことに支障のないように指導していけるようになっておりますから、そういったように具体的にきめてまいりたい、こういうふうな考えております。

○津川委員 大臣に答えていただく前に、もう一つさっきのミズナラ。これは大事な資源であると同時に、天然林として南のほうの島でも問題になつてゐるが、青森県林局のブナ林の奥のほうを天然保存林として残したい。だが、林野庁はここに入れてくれない。調査に入れないのです。天然記念物の保護条例があるけれども、国有林の中にある植物の調査のためにも自由に入れない。このところにもまた問題がある。この点、林野庁は、そういうことであるならば、環境保全、鳥獣保護のためならば思い切つてそれに応じて共同調査をする、共同のことをやるというなら問題ももう少し解決するが、その点はいかがでございますか。

○福田政府委員 国有林の中に入つてはいかぬと言つてゐるというお話でございますけれども、これはそういう植物の調査とか動物の調査のために入るということであれば、入林許可を与えることになつておりますので、そういうことを言うところがございます。直接林野庁におしやつていただければ連絡いたします。

それから、ミズナラは東北全般にある樹種でございますので、先生御指摘の特に珍しいミズナラということでございますれば、また専門家に頼ん

で検討したいと思ひます。

ブナにつきましては、確かにこれは北は函館が北限でございまして、南は、屋久島にはございせんけれども、九州まである、全般にあるものでございます。特に最近ブナに対していろいろと伐採しないではいまいかなという要請があるわけでございます。確かにブナを伐採しましたあとの更新ということとはなかなかむずかしいございまして、確かにブナを切つたあとでササだけになつてしまつたというふうな場所もないとは申し上げません。確かにございまして、ですからブナの更新につきましてはきつめて厳正な施策方針をとつてまいること、ただいまそういう指導をいたしておりますが、特にブナは国有林が主でございまして、慎重に対処してまいりたいと思ひます。ブナは全然切つてはいかぬ、こういうことになりまして困る問題が別にあるわけでございまして、これはくどくどしくは申し上げませんが、ブナにつくましても十分慎重に対処していききたいと思つております。

○津川委員 そこで、農林大臣、いま見られてゐると思うのですが、みなさんの森林の公益的機能計量化調査、この十ページに野生鳥獣保護と書いてあつて、野生植物、こゝいらにも何か考え方のどこか落ちてゐるところが、ズレがあるんじゃないかというところなんです。そこで、フランスの森林法では生物学的な体制を要するものとしてはいかぬというふうにはつきり森林保護の中にうたつてあるわけなんです。したがつて、こういう鳥獣の保護と関連し、野生の鳥獣と植物が入つてないこと、フランスみたいにはつきりこの中でうたつたほうがよろしいんじゃないかと思ひますが、地域における生物学的均衡の維持、こういうものに反するものは切らせない、こういうことばまでフランスの森林法は使つております。その点まで大臣の方針を伺ひます。

○櫻内閣務大臣 津川委員にお願いしたいのは、この緑の効用調査は、森林の公益的機能計量化調査ということで、ここにいろんな角度から計数を

出しておるわけでございます。

そこで、いま貴重な植物などの点についてはどうか、こういうことでございまして、公益的機能の中の評価の中にどの程度の影響を持つか、これはもう専門的でないとわかりませんので、特に個々の評価額をあらわしなくても非常に大ざつぱなもの、(額)で十二兆八千二百億圓というふうになつておりますので、ただいま御質問のような、もつとこまかく検討の必要性というものについてはなお考えさしていただきたいと思つております。

また、現実の保護の状況からいいますと、御承知のような保護林制度で、現在の学術参考保護林としては二百七十三カ所、風致保護林としては七百二十三カ所、その他の保護林として八百五十七カ所、全部で千八百五十二カ所の十三万七千ヘクタール、こういうことになっております。また、法律によつて保護されてゐる国有林の現況につきましても天然記念物としての九十二カ所、また、国立公園、国定公園にはそれぞれ特別保護地区第一種、第二種の特別保護地域がある。こういうようなことで、学術研究上の必要な原生林や貴重な野生鳥獣生息地、高山植物の自生地、すぐれた風景地の保護、保全等について鋭意努力をしておる、こういうことで、足らざる点についてはなお一そう努力をするということを申し上げておきたいと思ひます。

○津川委員 とすれば、林野庁長官、高校生のサークルが営林署に断られて入れないことがあつたのです。そういうようなことがないようになつておいてください。

そこで大臣、こういうことになれば公益性というものを森林法の第一条でうたつたほうが明確化してゐる、というのは大臣、法律になつてくると大蔵省、お金を出す。たとえばけくずれの真上に森林がある。民有林なんです。その人は、けくずれすると人が死ぬ、こういうことを考えて切らないこともあるでしょう。だが、この人はそこから利益を上げるために植えてあつた。頼まれれば切らないこともあるだろう。こういう場合は、この森林は国が買うべきだ。

もう一つ、民有林で、民間で一生懸命山に木を植える人は、このために水源が涵養されるとは考へてゐない。問題はそこに植えて、四十年後に切つて、孫に財産を残そうという考え方。こういう形の公益性というものは民有林においてはやれない。国有林においてもかなりの点で――独立採算制はやめたけれども、やはり収益を上げなければならぬという立場に出てくる。そうすると、この公益性というものは、どつちかというところ、二の次になる心配が出てくる。そこで私は、法の第一条に明記したほうがよろしいと思ふ。そうすると、大蔵省、ともこれにお金を出す。そこで、こういうために林野庁は木を植えて、売つて、そこで作業して施業で事を片づけるような傾向が依然としてまだある。これにかなり大規模な国の投資をすべきだ。それには法を改正したほうができる。こういう点で第一条を改正したほうがよろしい。どう考へておるか。ちやうど大蔵省の農林担当の主計官が来ておると思うのですが、こういう点で大蔵省は森林というものをどう見ておるか。私がいま農林大臣と林野庁長官とやりとりしてゐるこの公益性というものを森林にはつきりと認めて、このためにお金を惜しまないという考え方があつたのか、これは大臣と大蔵省にお伺ひいたします。

○平松説明員 大臣からお答えいたします前に、私から一言事務側としてお答え申し上げます。私から一言事務側としてお答え申し上げます。ただ単に木材資源としての森林というものでなしに、水資源であるとかあるいは国土保全の機能を持つ森林であるとか、環境保全の機能を持つ森林であるとか、総合資源としての森林というふうな規定をいたしておるものでございまして、第一条に書いておられますところの「森林の保護増進と森林生産力の増進とを図り」と書いてあります意味は、森林のそういう総合資源としての保護増進であり、あるいは生産力の増進であるというふうな考へてお

るわけでございます。そしてなおかつ今回の第四
条の改正で、全国森林計画においては公益性に考
慮を払ったものでなければならぬという規定を
入れることにいたしましたわけでございます。

○津川委員 大臣が答える前に——いままで国土
保全とか入っているからというので、そういうふ
うに答えてきたのです。ところが、それがやられ
ていない。だから法の中に問題があるので、あら
ためて大臣の見解をお伺いいたします、費用の問
題と。

○櫻内閣務大臣 いま答弁の中で、第四条のほう
に公益的機能の点を修正して入れた、こういうこ
とで一条と四の条の違ひはありますが……

○津川委員 一条は目的だからね、性格だから。

○櫻内閣務大臣 一応いまの御質問の御懸念の点
については、今回の修正のしかたについては別と
して、公益的機能の点については四の条へ入れた、
こういうことでございますので、一応御了承いた
だきたい。

それから、財政上の関係につきましては、国費
を使う上におきまして、法律が根拠になることは
言うまでもないことでございますから、法律の
上に明白な根拠のあるものは、これは財政当局と
してもこれについてとやかく言う筋ではない、こ
ういうふうに思います。

○津川委員 そこで、その次ですが、私たちは公
益性の立場からだけ森林を見るものではありませ
ん。やはり国民の必要とする用材を供給するとい
う立場が十分貫徹しなければならぬのですが、
最近、たとえば国有林野でいうと、切る量が非常
に多くなるし、山林の林地がふれてまいりま
す。いまここで、北海道のこの十年間の資料が私
の手元にありますけれども、十年間で、山林が山
林でなく転用された面積が七千三百八十三ヘク
タールございます。

そこで、私たちはこの点を非常に重視しなけれ
ばいけないと思います。木材に対する国民の需要
が非常に多くなった。国内の森林だけでこれを補
えない。輸入する。ことしの正月、去年の暮れか

から見られるように、アメリカなどで輸出を減る。
ソ連材にはつけ込まれて値上がりさせられる。そ
こで、皆さんはこれから開発輸入などを考えてお
られるようです。そして森林計画を変えて、新計
画と旧計画を変えてみたら、旧計画では到達目標
が、外国の輸入というものを一〇%以下なのを、
今度は、いまの新法では六十年には六〇%まで輸
入を考えておる。こういう形で外材に依存するこ
とはしかたないかも知れぬけれども、国内自給を
ふやすとすれば、いまこそ林業をうんと振興させ
て、うんと森林地域を広げなければならぬ、こ
う思うのですが、この北海道におけるたとえ七
千三百八十三ヘクタールはこれでいいの、全国
でどのくらい山林がほかのものに転用されてお
るか、手元にあったならばこれをお知らせしてい
たいて、それに対する政府の施策を明らかにして
いただきます。

○平松説明員 ただいま先生から、北海道におけ
る森林が森林でない形に変わったというもののつ
いての面積の御披露があったわけでございますけ
れども、全国的に見ますと、ここ数年、森林面積
というのは、森林が森林でなくなると同時に、原
野等から森林に変わっていくというものもござい
まして、ほとんど増減ないという状況でございま
して、昭和四十年の森林面積が二千五百九十九
ヘクタールでございましたものが、四十七年には
二千五百二十万八千ヘクタールというふうな状況
でございまして、民有林が森林でなくなつたもの
を四十二年で見ますと四万一千ヘクタール、森林
に変わったものというのが四万八千ヘクタールと
いうような状況でございまして。

○津川委員 わかりました。

先ほどの大蔵省の見方、これをひとつ大蔵省か
ら。

○宮下説明員 お答え申し上げます。

私の理解している限りにおきましては、先ほど
森林の公益性の問題が議論されておりましたが、
所有者にしてみれば、これを処分して収益をあげ
たい、しかし一方、公益的な面からの制約を受け

る。そういう場合にどういふことになるか。現行
の体系でございまして、森林法がございましてそ
の間の調整をはかるような規定がございまして。御
承知のように、森林法三十五条に損失補償の規定
がございまして、「国は、保安林として指定され
た森林の森林所有者その他権原に基づきその森林の
立木竹又は土地の使用又は収益をする者に對し、
保安林の指定によりその者が通常受けるべき損失
を補償しなければならない」という規定がござ
いまして、現に保安林に指定した場合には、不作
為義務を課せられたり作為義務を課せられたりし
て、制約を受けるわけでございまして、そういう
土地の公共性から申しまして、何らかの受忍義務
が、公益的な見地から申しまして、あると思いま
すが、通常のそういう受忍義務をこえてその所有
者が忍ばなければならないような損失があった場
合には、補償することになっておるようになり承知
しております。そういうための予算措置もいたして
おります。

したがしまして、いま先生御指摘のような事案
につきましては、森林法の保安林の指定等がござ
いますれば、当然財政的な措置をして補償措置をす
るということに相なるうかと思ひます。

○津川委員 大蔵省主計官、いま私と農林大臣、
林野庁長官のやりとりを聞いていたでしよう。あ
れほど公益性がある。頂上を守ることが、保安林
じゃありませんよ。いま指定されていませんよ。
したがって、森林というものをこういう立場で見
るのかどうかと私は聞いています。見るとすれば、
その分だけ投資をしなければならぬのじゃない
か。この二つをあらためて返事してください。理
屈は要らない。保安林なんかでそれさないでいた
だいて、はつきり答えていただきます。

○宮下説明員 その種の問題につきましては、森
林法以外にも、環境庁の所管するいろいろの自然
保護関係の法律とか、さまざまな体系がございま
して、そこでおおかつ数えない点を御指摘になつ
ているものと思ひますけれども、どういふ措置を
とるかということが立法的に講ぜられますれば、

それに応じて財政措置をとることは当然だと考え
ます。

○津川委員 主計官、国会の議論だから、むだな
議論をやめて、大蔵省は森林をこういふふうな公
益性ありと見るのかどうか、これが一つ。公益性
があるものと見るならば、それに必要なお金は使
うべきじゃないか、これが二つ。端的に答えてく
ださい。

○宮下説明員 公益性の点につきましては、御指
摘のとおり、私も森林にそういう公益性があると
いうことは否定いたしておりません。それに対し
てどういふ措置をとるかということが問題でござ
います。その方法なり制度なりがどういふかとい
うでやるべきことが妥当であるかという議論を
踏まえて、その上に立って、妥当なものであれ
ば、財政的にも援助を出す、支出をしていくとい
うことであるかと思ひます。

○津川委員 はつきり公益性を認めたでしよう。
とするならば、これは一円出してもいいですよ、
五兆円出してもいいですよ、認めたからにはそう
いうことでお金を使うべきだ、こう思ひません
か。いかがです。

○宮下説明員 たびたびおことはを返し申し上げ
るようで恐縮でございますけれども、公益性を
認めたからといって直ちに国の支出になるかどう
か、そこはストレートに結びつくものかどうか、
よく検討してみなければならぬと思ひます。公
益性があるから直ちに国の財政援助というように
つながらなければ、当然その財政援助をやらなく
ちやなりませぬけれども、その間に種々の行政的
な措置でございまして行政指導とか、そういう
ことが当然あり得るかと思ひます。したがいま
して、万般のそういう施策を総合して判断して、
初めて財政的に国がそれじゃ金を出すかどうかと
いうことがきめられるものだ、そのように私は理
解しております。

○津川委員 一主計官で定めならば、私は論争は
続けないが、大蔵大臣に後刻質問主意書で、公益
性の問題とそれに対する国のお金の使い方をやり

ります。ただ、基本計画で一応森林の移動はないものとして、先ほど御説明がございましたように、コントロールはいたしておりますけれども、これは積極的にやってみようかと思っております。

ゴルフ場の問題につきましては、実はいま御指摘のように、関東近県はものすごい計画があるわけであります。私が栃木県の林務部長をやっておりますときに九つしかなかった、それがいま聞きますと百近く計画がある。森林組合が崩壊しか

ざいます。

○津川委員 大臣、いかがです。

○樺内國務大臣 ゴルフ場につきましては、これもこの席でもお答え申し上げましたが、林野についての規制というものが現在ないおりでございますので、そういう点から今回の改正法で開発許可制をお願いしよう、こういうことにいたしてあります。また保安林につきましては、ただいま長官からお答えいたしましたように、最近のゴルフ場の状況というものは多過ぎるのではないかという

それから林野庁長官に、いま大体林地が減りもしない、固定している。今度の新計画の中で皆さん計画を立てておったが、こういう情勢なので、積極的に林地を拡大するというふうに、私、答弁を受けていいかどうか。この点を林野庁長官一問。

官。

大臣に対しては、このゴルフ場、関東、東京周辺で私たちが一万七千ヘクタールかというふうな推定しておいたわけですが、千葉県と栃木県を見たら、栃木県が一万、千葉県が二万です。関東周辺という五万ヘクタールに及んでいるのじゃないかと思われまふ。こういう広大な地域なので、これに対する農林大臣の所信をあらためて伺います。

○櫻内閣務大臣 千葉県あるいは栃木県の例をもってお話してございます。私もゴルフ場が非常に乱設されておるといふ事実を認めておる一人でございまして、それがためには農林省としては、農地とか保安林とか、そういうものがかりにもゴルフ場として利用されるようなことがないように、十分注意をいたしてまいっておるわけでございまして、この上は国土総合開発法による土地利用計画の樹立とか、あるいは先ほど申し上げた森林法改正による開発行為の規制というように、ことによりまして、御指摘のような過度な乱設というものはこれを防いでいき、またその土地はより有効に使われるべきものではないか、かように考えております。

○津川委員 大臣の気持ち、わからないわけではありませんが、そういう意味もありまして、私たちはこの法案を衆議院では通過させたい、こう思っているわけですが、きょうはいろいろなこと、これは継続審議になる、こういうことになる、待つておれない。大臣、待つておれない。そこで、少なくともいま計画中のものは閣議ではかるなりして直ちにストップをかけて、法案が通過しようがしまいが行政上の指導としてやるべきだと思ふのです。これが通過するのを待つてという話だと何かおかしくなつてしまふ。この点の計らいはどうでございませう。

○櫻内閣務大臣 私としては可能な限り乱設を防いでまいりたい。

〔山崎（平）委員長代理退席、委員長着席〕

また、それとともに、先ほどから申し上げておる

ように、この際においては土地を有効に公益的に活用したい、こういう考えに立つております。が、しかし、合法的に合理的に処理されていくものについて、これを規制する余地があるかどうか、これはよく検討させていただきたいと思ひます。

○津川委員 農林大臣、金丸建設大臣は企業が買った土地を住宅用地とか公用地、農用地に吐き出させるように企業に話しているわけですか。農林大臣はいかがでございませう。これだけ、五万ヘクタールとも思われる。しかも計画中のものがある。これに対して金丸大臣に負けないような施策を講じてみませんか。いかがでございませう。

○櫻内閣務大臣 これはいわば世論とか、可能な行政的な指導とかいうような点から乱設を防いでいく余地はあるかと思ひます。しかし、いまここで責任を持つてお答えする上におきましては、何らかの根拠なくしては言えないこととございします。から、私としてもよく検討させていただきたい。こういうふうにお答えをいたしたわけでございします。

○津川委員 私は、具体的な提案を金丸建設大臣みたいになさつたらいいかと言つたわけですが、どうか金丸建設大臣に相談して、どうしてやつたのか、手をよく聞いて、そういうふうなことをやってみるお気持ち、あると思うのですが、いかがでございませう。

○櫻内閣務大臣 津川委員からではないが、ときおり農林大臣はまじめだと言われている。私もまじめに考えますと、可能なことと不可能なことがあるし、やれないことをやれると言つてもまことに恐縮なこととございします。御指摘のことは私も、ゴルフ場の乱設はいかがか、こういう見地には立つておるのではありませんから、でき得る限りそういうことのないように、またそのような土地がより有効に使われるようにいたしたい、このように思ふわけでありませう。

○津川委員 じゃ、それはまた後刻機会があれば蒸し返すことがあるかもしれませうが、進みま

す。

私たちは第一条と第十条の修正を考えているわけですが、十條の二の一項の「国又は地方公共団体が行なう場合」はこの開発の規制からはずれてはいるわけですが、これはやはり国有林野についてもやらなければならぬと思ひます。この点は後刻また論議をいたします。この点は私たちは修正して、ここは省いたほうがいいんじゃないか、こういうふうな考えをいっているわけですが、これはまた議論いたします。

それから第二項、法案で言う五ページの「都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなればならない」といふて次の三項目を書いてあります。許可しなればならないというところになると、これは乱開発促進法になります。やるといふたら必ず許可しなればならない。次の三項目に該当する場合許可してはならないということになればいいけれども、次の三項目に触れなければ許可しなればならぬ。私たちの、次の三項目に触れたら許可してはいいけない。許可しなればならないことなりまして、これは乱開発を進めることになる。しかも悪いことには、六ページの「当該開発行為をする森林の現に有する土地に災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を生じさせるおそれがあること」おそれです。これはよろしい。三項目、「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがある」場合、こ

ういう点なんだ。この公益性というものとこの「著しく」ということばをわざわざつけて、他のほうの「土砂の流出又は崩壊」そこには「著しく」をつけない。第三項目ではこいう規制のときにおいて「著しく」ということばをつけている。この三項目の「著しく」は取るべきだと思ふのです。こいう点が、その公益性のことに對し

てどうしても副次的に考えておる、二次的に考えておる、軽視しておる、こいうふうな考え方なんです。農林大臣、いかがでございませう。

○福田政府委員 確かに御指摘のとおりでございまして、この三つの基準を示してこの場合には「許可しなればならない」としたのほうはおかしんじゃないか、これは逆じゃないか、こいう御指摘でございませう。この法案の意図しますところは、行き過ぎを是正する、極端な乱開発の行き過ぎを規制したいという趣旨に出ているものでありまして、これは社会通念上当然守るべきことじゃないかという観念が入っているわけでございします。ですから、極端にこれを規制しなければならぬということがはつきりしている場合におきましては、義務づける場合に保安林等の制度を運用したい。こいう考え方があるわけではございします。

それから、著しく環境をそこなう、これはなかなかむずかしい基準でございします。確かに御指摘のように、三つのうち国土保全と水資源の問題はわりあい根拠がございします。いままでいろいろと保安林等を通じて、どれくらいやたら水が出るとか、どれくらい開発したらどれくらい土砂の崩壊が起るかという根拠はございしますけれども、この環境という問題につきましては、なかなか新しい問題でございまして、たとえば非常にやましい音が出る場合とか、あるいはほこりとか有毒なガスが出る場合とか、風致を害する場合とかいふような、いろいろ新しい問題でございします。ですから、この点につきましても一つの行き過ぎを是正したいということで、これは具体的にはどれくらい森林の残存率を規制したらいいかというところで考えておられますけれども、要するに三つの場合ともあれただでなく、一つの指導基準というものをつくつてこれを示す考え方をいま準備しているところとございします。とにかく行き過ぎました点を是正したいというのがここの考え方とございまして、もつときびしく当然やらなければならぬという点においては、保安林制度

等におきましてきびしくやってまいりたいというふうな考へておるところでございます。

○津川委員 林野庁長官の答弁、なかなか能吏だけあってじょうずだと思ひますがね。逆にこうです。著しく環境を悪化させない、ただ、環境を悪化させるおそれのある場合は認可しなければならぬ。いいですか。この法律のねらっているのはそこなんです。「著しく」ということは、それを省いて環境を悪化させるおそれがあるときには認可しなければならぬのです。これがこの法律ですよ。この「著しく」をだれが判定するかということになる。だから、ここでばくが修正をしなければならぬというのは、どうしてもこの法律はまかりならぬというのはそこなんです。櫻内農林大臣、いかがでございますか。農林大臣に意見を言わせてください。

○平松説明員 現在の改正法案で私どもが提出をいたしております書き方と申しますのは、ほかにも例がございまして、都市計画法であるとかんとか、そういうところにはみな同じような形で、許可しなければならぬというふうな形になっておるわけでございまして、これは許可権者が恣意的に運用するというのを避けるというふうなことで規定しておるわけでございます。この環境の悪化ということにつきましては、何らかの行為をすれば必ず環境条件に変化を起すというふうなことになるまいから、そういう点につきまして「著しく」というふうな形で、ある程度社会的に認容できないというふうな形のもの、片っ方で制限をしますほうは、所有権者が所有権に基づく当然の義務として受忍をすべきである、片っ方はその開発によつてやはり社会生活を営んでいく上で生活環境上受忍できないという形にまで及んでおる。そこで社会的な均衡がはかられるというふうな形でございまして、そういう点につきましては先生御心配のような面もあるかと思ひますので、私どもも自然環境保全法の運用の実績なり、あるいは学識経験者なりの御意見を聞いて、そのことについて統一的な基準を出しまし

て、都道府県知事に指導をしてまいりたいというふうな考へておるわけであります。

○津川委員 どうもこつちで聞いているほうはじつにたいといへばじつにたい。著しく環境を悪化させるおそれがないで、環境を悪化させるおそれのある場合は認可しなければならぬというこの法律の改正案をどういうふうにするかと言っているのです。農林大臣、いかがでございますか。

○櫻内農林大臣 これは私、正直に申し上げますが、法律の文章というものはなかなか常識的には読みにくいのでありますが、こういう場合のたとへば「これを許可しなければならぬ」という表現については、法制局などの……

○津川委員 「著しく」が入っていないければ許可してもいいのです。一項目に入つてなくて二項目、三項目に入つてくるから。

○櫻内農林大臣 二と三とに「著しい支障」とか「著しく悪化」とうなつてゐるわけですね。これはこういう法律表現だということに私は理解をしまして、それで先ほど長官の御説明のようなことで、そういうものかというところで私は理解をしたというわけで、いろいろ御議論をしてみしても、私としてはちよつと御議論に対する法律的な十分の知識がございせんから、長官や部長のほうのお答えでひとつ御了解願ひたいと思ひます。

○津川委員 それではまずいのだ。そこで、これはこの次の質問者でもいいですから、うちの諫山委員が質問するときに庁議を十分してはつきりさせておいていただきたいと思ひます。私はこれで済まないと思ひます。繰り返しますけれども、環境を悪化させるおそれがあるても認可しなければならぬというのがこの法律をたてとつてやられる。それで私はこれは乱開発法律だ、こゝまで言いたい。そこで、次の私のほうの諫山委員の質問のときに庁議の決定を待つてからやります。ところが、林野庁はなかなかそうは言っていないのだ。これは認可してしまひそうなんだ。というのには保安林の状況です。これもひどいです。四十八年六月から八月の三ヶ月間の官報、全部私

たち拾つてみました。そしたら保安林の指定したものが八十七件、解除四百三十七件なんです。これはわれわれが拾つたのだから数字に間違ひあつたらそれでもないが、大勢としたら解除が多い。これはなかなかめんどうな話だ。こういうことになりましたので、林野庁は解除のほうに傾くのだな、開発認可するほうに傾くのだな。その点が非常に心配になつてきてゐる。解除の理由としては林道その他の敷地四百三十三件、道路が百九件、農道が十五件、指定理由の消滅六十五件、これはいいですよ、指定理由の消滅、ところが、その他が百五件。このその他の百五がたいへんなのです。電気事業関係で四十八件、通信施設関係の十二件、こういう形で、何と云ふのか、保安林の解除を見るときはちよつとこわいのだ。したがつて、私はさつきの十条の二の二項というものが心配になつてくるわけです。まして著しく環境を悪化しないものは認可しなければならぬとなつてくると。

そこで、具体的な一つを言つて岩木山、あのふもとから弘南バスによる観光道路によつて保安林十六ヘクタールを解除してゐます。そのためにいまだんなことになつてゐるかと云ふと、こゝでは道のまわりにはほとんど草がはえてゐなくなりました。国有林野の中のあの岩木山の山はだにげくずれが始まつておられます。ミチノクコザクラという高山植物はもう見たくても見れなくなつてきておられます。こういうことなんです。あの大事な環境がこういうふうな破壊されてしまつてゐるといふところに非常に大きな問題がある。

もう一つの問題は、三百年來山を管理するために表参道の登山口がある。あれをつけたために全然草地になつてしまつて、ほんとうの山に入つて山を育てる農道がつぶれてしまふ、こういうことなんです。

したがつて、まず保安林の全体のことを聞く前に、この岩木山のスカイライン、それは子供さんたちもお年寄りも岩木山から広大なながめを見られるという役得はあります。これは私は否定しません。だが、このことによつて広域の林道のまわ

りの草が枯れてしまつて、げくずれになつて、ミチノクコザクラがなくなつてしまつて、基本的には山に入つていく農道がなくなつてしまふことはいけない。これはいま保安林の解除を取り消せといつてもしょうがない。そこで、このスカイラインのまわりを林野庁がどうして植林して保存して昔の状態に返すのか。ミチノクコザクラというものをさがして、まだ残つてゐるからこれを育成していくのか。山にほんとうに入る農道というものを育てていくのか。この三つに対する対策、まず岩木山の問題、林野庁長官に答えていただいて、保安林解除についてまた質問していきま。

○福田政府委員 岩木山のスカイラインの問題について御指摘がございましていただいても、確かに林道を作設する場合にはさういふような原則として、さういふ植物とか、先ほど御指摘のありました動物とかというものを配慮した線のとり方ということとは絶対必要だと思ひます。その前に道をつけるかつかないかの問題からまず出発しなければならぬと先生はおっしゃるかもしれませんが、さういふ林道をつけるというたしませんが、さういふた動物なり自然保護、換言すれば、さういふた植物なり動物の保存というものを配慮したまづ線の運び方、次には工法の問題になると思ひます。従来非常に安い単価で土捨てなんかをかつてやってきておつたというところによつていろいろな植物がこわされたりあるわけでございまして、今後はさういふ意味で林道の線を選ぶ前と、それからその工法についてはきびしい規制をし、それに必要な予算措置はしてまいりたいというふうな考へております。

それから、いま保安林の解除につきまして一番件数の多いのは御指摘の道路でございまして。林道はわずかに何メートルとある場合にも必ず一部の保安林を解除しなければならぬと、また電灯線なんかを引く場合にも、その敷地を鉄塔を建てる場合には解除しなければならぬという問題があるわけでございまして、さういふことにつきまして非常に件数が多いわけでありまして、全体として

しては、保安林は解除しましたものよりも指定してふえてきております。今後は特にそういった水源涵養、それから土砂流出、土砂崩壊、そういう一号、二号、三号の保安林のほかに特に保健保安林の指定を強化してまいりたいというのを考えておりまして、今後はそういった必要最小限度の解除はいたしますけれども、大きく見ますならば、保安林の指定は今後相当拡大してまいる計画にいたしておるものでございます。

○津川委員　そこで、保安林の解除、非常に申請者の言いなりになっておるところがあるのです。だから、十条の二のさっきの二項の「著しく」というところが心配になってくるのです。そこで、農道というものをやると、林道をやると――あな

た、弘西林道、覚えていてほしい。あれは三菱製紙がバルブ資材を持ってくる。だれが何と言っても、地元のはうに下がっていても、全部三菱製紙に行っている、こういう形になっておると同時に観光道路になっておる。観光道路になることは目に見えている。その点できのうもおととも金精峠の道路のことが問題になっているわけなんです。したがって、林道をやるべきにこういうまわりに対する長期的な見通しをチェックする、こういうことをやるならば話がわかるが、これはいかがでございますか。林道だからといって必ずやらなければならぬ、必要だから保安林を解除したといつても、それはだめです。保安の役割りを果たすということでなければならぬ。その出てくる農道が何に使われるか、林道が何に使われるかはよく調査していく、こういうことを私にはつきり約束できるかどうかということ。長官、どうです。

○福田政府委員　弘西林道につきましては、先生十分御承知のとおり、弘前地区それから西津軽地区からあの強い長年の要望もございました。もちろんあの地域の森林の開発ということも当然ではございます。林道であるからには、あの地区の一般的な経済その他の交流ということの使命の点も重視いたしまして計画したものでございます。た

だ、あの辺には天然のサルとか、先ほど来出ております珍しい動物なり植物があるわけでございますし、それからブナ林等もございまして、その保存については、今後経営につきましては十分配慮いたしてまいりたいと思っております。

ただ、あそこは販売計画がどうなっているか、私はまだ詳しく一部承知しておりませんが、御指摘のとおり、三菱製紙に対する販売の計画もあるようでありまして、これは販売の計画全体につきま

しては公正を期すること、国有林全体の販売計画については、私は今後十分考えてまいらなければならぬと思っております。もしその点について問題点がございしますれば、調査の上善処してまいりたい、こう思っております。

○津川委員　そこで、農道の場合、弘西林道、私、去年の八月か九月入ってみました。そうすると、ずたずたにこわれておるのです。保安林の役割りも全然なくなつて、上のほうから来ると、そこでがけくずれが相当大きくなつておる。十月開通式をやるという話だが、そのときまでに林道を整備して開通式をやるなり、そうしてあの林道開設のためにどれだけ障害があるということをよく検討して、障害排除の保証がつけられるかどうかというところをお伺いするわけですが、これはいかがでございますか。

○福田政府委員　弘西林道が完成間近になりました。その時点で昭和三十七年に集中豪雨がございまして相当大きな被害が出たことはまことに残念でございます。さつそくあの地区に対する治山事業その他林道の復旧事業はいたさされたけれども、今後その点について十分配慮して、特に維持費等につきましては、そういう事態が来ないよう十分補修維持については予算等の配慮をしようにしたい、かように思っております。

○津川委員　美濃委員から私に端的なるアドバイスがありまして、さっきの「著しく」というのを、きょうは三十分早くやめて質問を保留していただくようにということがありましたので、私も修正の重点なので、これはそういう形で質問を三十分

保留して、あと残ったものを簡単に言います。

そこで、もう一つの問題は、国有林の排除なんだ。十条二の一項の「国又は地方公共団体が行なう場合」は、この開発規制から省くというのです。林野庁は省かれるわけですが、さあ林野庁、どんなことをやってもいいかということになるのかということ。というのは、去年の七月の集中豪雨を見ると、各地で林野庁が悲惨的なもので、千四百ヘクタール切っちゃった。どつと来たのです。目屋ダムが破れちゃった。そこで、いままだあの木が一年、二年、三年だから、また来るとまた破れてしまう。ところが、あの地域の人たちは第二ダムをつくれといつておるが、林野庁はみんなの意見を聞くのかどうかという問題です。というのは、いじ悪く言うわけではないけれども、「現代林業」を二万部あのとおり焼いたり捨てたりしてしまつた事件。林野庁にはこういう体質があるのですよ。日本列島改造論を批判したからといって、あの本はああいふうなかつた。こ

これは十分林野庁に責任がある。林野庁の中にはそういう態勢がある。そこで心配になる。ここで林野庁、今度私はこの修正案をこで出そうと思つておるが、林野庁がこれから木を切る、切つたものは植える、いいと言つておる。そうは済まされない。数字はこの次の時間にあけるけれども……青森管林局の計画は今度こしから一

％減らしてそれでもつて上げるのです。その切り方にも気をつけると言つておるけれども、それでもだめです。どうしてもこのところはもつと減らさなければならぬ。こうして仕事が減つただけこにダムをつくるとか砂防工事をするとかいうことで、うんと林野庁の仕事をやすことが必要になつてきた。この点からいって、防災の關係でもっと大事に考えなければならぬ問題は保育の問題です。国有林野の保育費、保育面積の推移は昭和四十二年に三万七千ヘクタール、四十六年に一万八千ヘクタール、こういうことなんです。経費にしても昭和四十二年は三億三千三百三

万円、昭和四十六年には二億八千七百万円、こういう形で落ちてきているのです。保育のためにはもつとお金を出すべきだというのが問題になるわけ。そうすると、私は一％はもつと減らし

ていっても林野庁の仕事はあり余るほどある、こゝう思つておるわけ。そこで、これから林野庁で切つて植えていく点、これは民主的にやるのかどうか、これが一つ。

第二番目には、目屋ダムの上にもう一つ私は第二ダムをつくる必要があると思つておる点。三つ目には、保育のためにもつと――四十六年度だから、七年、八年は変わつてきていると思つても、こういう状態があるから、こゝういふ点に対する林野庁長官の方針を聞かせていただきます。

○福田政府委員　確かに国有林は地元の関係の人たちの意見を聞かずにやつてなことをやつておる、国有林一家けしからぬといふうなことをいわれておることはよく承知しております。そこで、私たちも十分反省しなければならぬと思つております。制度上は一応地域施設計画をつくり出す場合に、全国八十の経営計画があるわけでございますが、地元の意見を聞かなければならぬといふことで、現地審議会等で説明はいたしております。しかし、やはりこれは不十分点がございします。計画をつくつてしまつてから説明会をやる程度で形式的な点があるといふふうに反省はいたしておりますので、今度の制度の中では、地元市町村、自然保護その他関係のいろいろな方々の意見を入れるようにしてまいる考えであります。現に、たとえばこの自然保護問題で一番最初に問題が出ました秩父の国有林におきましては、伐採量は三割に減少いたしております。一割どころではございません。現地にいきまして営林署を中心にして市町村の方、あるいは町の議会の方、あるいは学識経験者、自然保護の関係の人たち、また逆に木材製材加工をされている人たち、全部のグループが現場に行きましてこゝういふうな切

り方をするのはどうですかという意見を聞きまして、それらをもとに、いたしまして経営計画をつくっているわけでございます。すべてそういうふうにするればそういうことは皆さん納得していただけると思うわけでありまして、形式的なことは省いていきたいと思ひます。

それから、ダムの問題につきましては、具体的な問題でございますので、現地の実情をよく調べて御趣旨の点に沿うて実施してまいりたい、かように思ひます。

最後の問題でございますが、保育は、先ほど御指摘がありましたように、平均して二割、最盛期の三割は伐採量が減少しております。したがって、新植面積は減るわけでございます。新植面積が減れば新植の部分における保育は減るわけでございます。しかし、これは皆伐をして植えたあとの保育でございますけれども、天然林の手入れというものはやはり逆に必要でございます。択伐作業をいたしたしつても、禁伐いたしますしつても、いずれ森林に病虫害が発生したりいろいろの問題が出てまいりますので、そういったものを除いてやるという程度の手入れは必要でございます。そういう意味での保育はここではあがっておりませんし、これはほとんど補充していかなければならぬ。そういう意味では人手はかかるわけでございます。そういう点は具体的にそれぞれの地域において計画を組んで実施してまいりたい、かように思ひます。

○津川委員 あと五分ばかり質問して次に二十分ばかり留保いたします。

最後の質問は、この法案の一番大きな森林計画の策定です。そこで、いままですと主として針葉樹を植えておる。ところが、国際的に国民の生活が高度になっていくに従つて、家を建てるだけでなく、家具などといういろいろな点で材木が必要になってくる。ブナだとか広葉樹林の需要、かうんと大きくなっていく。したがって、私は切った分に針葉樹を植えるだけでなく、広葉樹、ブナなどというものも積極的に植えていく、種をまくべ

昭和四十八年九月十二日印刷

きだと思ふのです。ところが、広葉樹、ブナをまくと採算がとれるまでに百五十年くらいかかる。そこで、いま経済性を主張されて独立採算性を押しつけられたり、皆さんのほうが非常に苦しい立場にあるから、天然の種がはえて伸びるのを待つて広葉樹を育てる、こういう状況になつておる。これではいけないと思ふ。そこで、私たちが、これはまた大臣にもがんばつていただいて、そういう点の林野行政の予算をふやして、ブナを積極的に育成し、苗木をつくつてブナ林を目的意識的に育てていくべきだという点がありますかという点が一つ。

第二番目には、さっきのナラ、これはキノコ栽培をする、これはいいはだ木はないのです。これはとてジャンなはだ木なんです。これは三葉製紙にブナとともにパルプに持つていかれてしまつてゐる。したがって、私はこれからブナはまた切るとしても、先ほどから問題が出てゐるからいいとして、ナラはこういう点で皆伐からこは残さなければならぬと思つてゐるのです。これが二つ。

三つ目に、地元における林業、造材などという木材加工業を育てる場合、いまブナはビアノもできます、どんな家具もできます。そこで、こういう点で地域に支持してもらふ意味において材木の払い下げ、いろいろな利用、こういう形でブナで木材、木工の工業を興こして、そこでまた大きな地元の仕事がある、山村の問題も片づくのじゃないか、このように私は考へてゐるわけです。

この三点を答へていただきます。

○福田政府委員 ブナは確かに原則としていまのところは天然更新ということ考へておりますけれども、やはりブナでも土地の肥えたところになればよく育つわけでありまして、御承知かと思ひますけれども、函館のガルトナーのブナというものは実にりっぱにはえてゐるわけでありまして、ドイツなんかは、御承知のように、ブナの造林地が一ぱいございまして、非常にドイツ人はブナを愛してゐるということはまことに有名でございます

けれども、そういう意味で、ブナにつきましては御指摘の線に沿うて天然更新以外にもやはり考へていきたいと思つております。

それからナラは確かにシイタケが最近輸出などで相当盛んになつてきておりますので、これはパルプに売らなくてはなくて、シイタケの原木として一番大事なものでありますので、昔からありますところの薪炭林、これは木炭を焼かなくなりまして、ほとんどパルプに回つておりますけれども、シイタケはだ木林というように形で、これをひとつ検討していただきたいということで、計画の中にこれを保存していくように検討させたいと思つております。

それから木材加工、ブナを中心とした加工、これは全国組織としまして昔からブナ材協会というものがあつたけれども、広葉樹協会という名前に変へまして、ブナ中心ではございますけれども、ほかの広葉樹の加工等についてもこれを育成してまいりたいと思つております。四十八年度の予算からこういう意味で広葉樹林の計画ということで、四十八年度は約三千二百ヘクタール、四〇%の補助の予算を見ておりますし、四十六年度に四千二百ヘクタールくらいありますから、決して針葉樹だけでなく、広葉樹も重視してまいりたいと思つております。

○津川委員 これであと時間を保留いたしましたし、さっきの「著しく」という点をこの次の機会にもう少しやりたいと思ひますので、農林大臣、庁議をまとめておいてくださつて、私に答弁できるようにひとつお願いいたします。

終わります。

○佐々木委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十分散会

昭和四十八年九月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局